

**【表紙】**

|                   |                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>     | 有価証券報告書                                                                        |
| <b>【提出先】</b>      | 関東財務局長                                                                         |
| <b>【提出日】</b>      | 2019年 9 月12日                                                                   |
| <b>【計算期間】</b>     | 第26期(自 2018年12月18日 至 2019年 6 月17日)                                             |
| <b>【ファンド名】</b>    | アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 A コース（為替ヘッジあり）<br>アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし） |
| <b>【発行者名】</b>     | アライアンス・バーンスタイン株式会社                                                             |
| <b>【代表者の役職氏名】</b> | 代表取締役社長 阪口 和子                                                                  |
| <b>【本店の所在の場所】</b> | 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 6 号 日比谷パークフロント                                               |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>  | 岡本 江里子                                                                         |
| <b>【連絡場所】</b>     | 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 6 号 日比谷パークフロント                                               |
| <b>【電話番号】</b>     | 0 3 - 5 9 6 2 - 9 1 6 5                                                        |
| <b>【縦覧に供する場所】</b> | 該当事項はありません。                                                                    |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド<sup>\*</sup>を通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

<sup>\*</sup>マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドです。

委託会社が適切と判断した場合には、米国以外の発行者による米国預託証券（ＡＤＲ）、優先証券などに投資することがあります。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、Ａコース、Ｂコースそれぞれ金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

##### ■商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型     | 国 内    | 株 式               |
| 追加型     | 海 外    | 債 券               |
|         | 内 外    | 不動産投信             |
|         |        | その他資産（ ）          |
|         |        | 資産複合              |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### ・ 単位型・追加型の区分・・・追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

##### ・ 投資対象地域による区分・・・海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ・ 投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ■属性区分表

| 投資対象資産       | 決算頻度      | 投資対象地域          | 投資形態                 | 為替<br>ヘッジ |
|--------------|-----------|-----------------|----------------------|-----------|
| 株式           | 年 1 回     | グローバル<br>（日本含む） |                      | Aコース      |
| 一般           | 年 2 回     | 日本              | ファミリー<br>ファンド        | あり        |
| 大型株          |           | 北米              |                      | （フルヘッジ）   |
| 中小型株         | 年 4 回     | 欧州              |                      | Bコース      |
| 債券           | 年 6 回（隔月） | アジア             | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | なし        |
| 一般           | 年12回（毎月）  | オセアニア           |                      |           |
| 公債           | 日々        | 中南米             |                      |           |
| 社債           | その他（ ）    | アフリカ            |                      |           |
| その他債券        |           | 中近東（中東）         |                      |           |
| クレジット属性（ ）   |           | エマージング          |                      |           |
| 不動産投信        |           |                 |                      |           |
| その他資産        |           |                 |                      |           |
| （投資信託証券（株式）） |           |                 |                      |           |
| 資産複合（ ）      |           |                 |                      |           |
| 資産配分固定型      |           |                 |                      |           |
| 資産配分変更型      |           |                 |                      |           |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

##### ・ 投資対象資産による属性区分・・・その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されます。

- ・ 決算頻度による属性区分・・・年2回  
目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・ 投資対象地域による属性区分・・・北米  
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ 投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド  
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・ 為替ヘッジによる属性区分・・・

Aコース：為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

Bコース：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

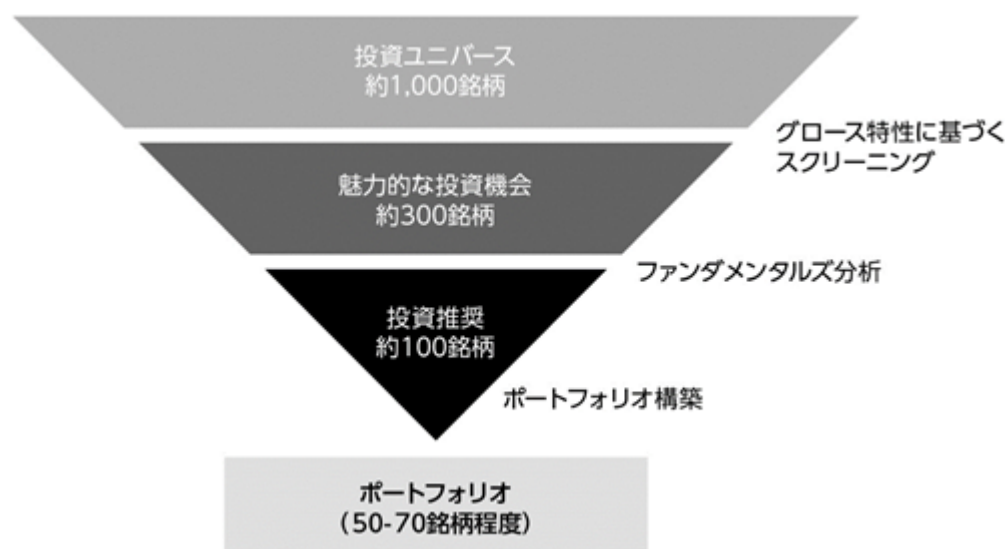
為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- a．マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資します。
  - b．企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としたアクティブ運用を行います。
    - 高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。
    - 株価の値上がり期待できる企業を選別するため、アライアンス・バーンスタイン（以下、「A B」）<sup>\*</sup> のリサーチ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーがボトム・アップによるファンダメンタルズ分析を行います。
- <sup>\*</sup> アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

< 運用のプロセス >（2019年6月末現在）



- グロース特性に基づきスクリーニングされた銘柄（約300銘柄）について、アナリストによる綿密なファンダメンタルズ・リサーチを参考に、A Bの米国大型成長株運用チームは投資推奨銘柄（約100銘柄）に絞り込みます。
- 運用チームは、最終的にファンダメンタルズ分析の確信度やリスク特性などを考慮し、有望と判断される銘柄を選定します。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

- c．「Aコース（為替ヘッジあり）」と「Bコース（為替ヘッジなし）」の2本のファンドがあります。

■ Aコース（為替ヘッジあり）

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

■ Bコース（為替ヘッジなし）

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- Aコース（為替ヘッジあり）とBコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングが可能です。

販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- d. マザーファンドおよびAコース（為替ヘッジあり）の運用の一部は、A Bのグルー・プ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託：

マザーファンドの株式等の運用およびAコース（為替ヘッジあり）の為替ヘッジ

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■ 委託先（投資顧問会社）：

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約5,808億米ドル（2019年6月末現在、約62.6兆円<sup>\*2</sup>）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界25ヵ国51都市（2019年6月末現在）に拠点を有しています。

\*1 アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

\*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝107.740円（2019年6月28日のWMロイター）を用いております。

- e. S & P 500 株価指数（配当金込み）<sup>\*</sup>をベンチマークとします。

■ Aコース（為替ヘッジあり）

S & P 500 株価指数（配当金込み、円ヘッジベース）<sup>\*</sup>

■ Bコース（為替ヘッジなし）

S & P 500 株価指数（配当金込み、円ベース）<sup>\*</sup>

\* S & P 500 株価指数とは、米国の投資情報会社であるS & Pが算出、公表している株価指数で、米国の主要500銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。S & P 500 株価指数（配当金込み、円ヘッジベース）は、S & P 500 株価指数（配当金込み、米ドルベース）をもとに、為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して委託会社が円ヘッジベースに換算したものです。S & P 500 株価指数（配当金込み、円ベース）は、S & P 500 株価指数（配当金込み、米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

- f. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

2006年4月27日

関東財務局長に有価証券届出書を提出。

2006年5月25日

信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

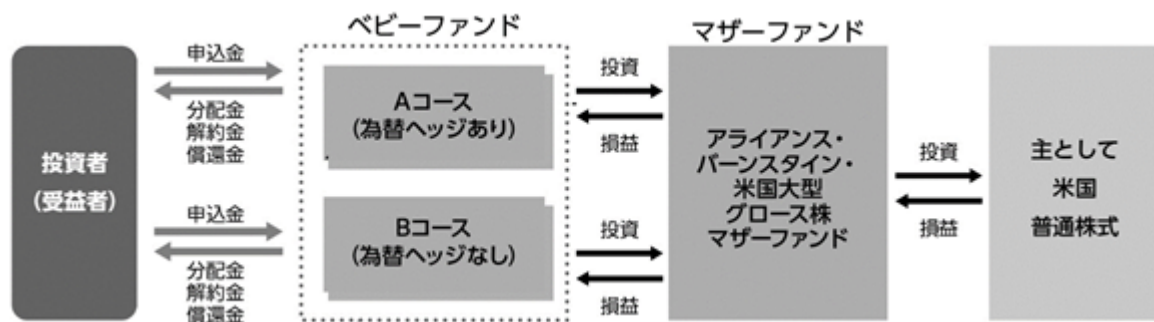
## (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

## （ファンドの仕組み）



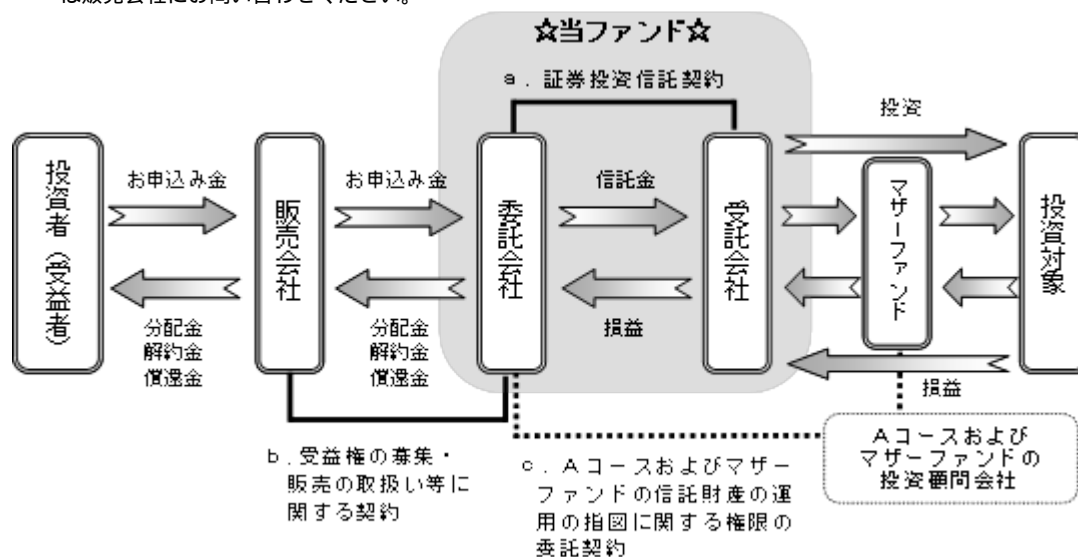
ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。

マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。

ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。

新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。

販売会社によって、取扱いのファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



## &lt; 販売会社 &gt;

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

## &lt; 委託会社 &gt;

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

## &lt; 受託会社 &gt;

三井住友信託銀行株式会社

## （再信託受託会社）

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

## &lt; Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社 &gt;

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・Aコースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図の一部（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

## 関係法人との契約等の概要

## a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．Aコースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、Aコースおよびマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2019年6月末現在）

b．委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

（2019年6月末現在）

| 名称                               | 住所                                            | 所有株式数   | 比率   |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|---------|------|
| アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア | アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1345番 | 32,600株 | 100% |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用態度

a．主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

b．株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

c．Aコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ること基本とします。

Bコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

d．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券に投資します。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a．有価証券

b．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）に係る権利

c．金銭債権

## d．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

## a．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

## a．株券または新株引受権証券

## b．国債証券

## c．地方債証券

## d．特別の法律により法人の発行する債券

## e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

## f．特定目的会社に係る特定社債券

## g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

## h．協同組織金融機関に係る優先出資証券

## i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券

## j．コマーシャル・ペーパー

## k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

## l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

## m．投資信託または外国投資信託の受益証券

## n．投資証券、投資法人債券または外国投資証券

## o．外国貸付債権信託受益証券

## p．オプションを表示する証券または証書

## q．預託証書

## r．外国法人が発行する譲渡性預金証書

## s．指定金銭信託の受益証券

## t．抵当証券

## u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

## v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a．の証券または証書、l．ならびに q．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から f．までの証券および l．ならびに q．の証券または証書のうち b．から f．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券および n．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

## a．預金

## b．指定金銭信託

## c．コール・ローン

## d．手形割引市場において売買される手形

## e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

## f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

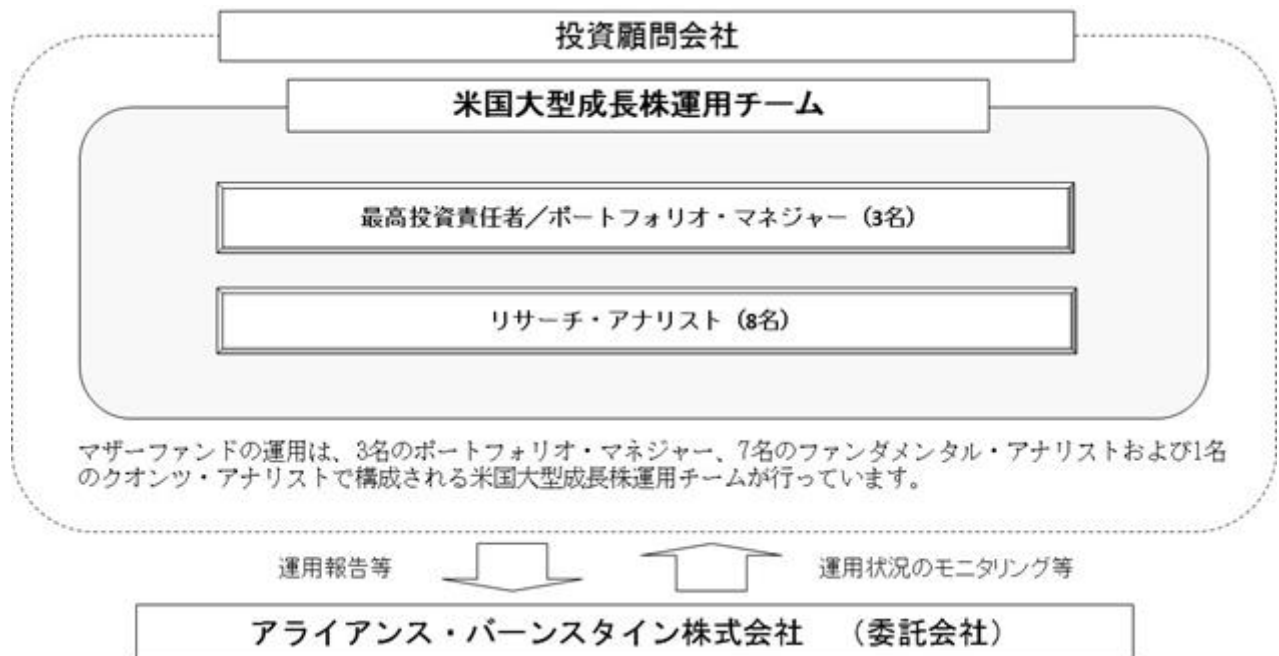
金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a．から d．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3)【運用体制】

委託会社はマザーファンドおよびAコースの信託財産の運用の指図に関する権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー  
 アライアンス・バーンスタイン・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド  
 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド



上記の運用体制は2019年6月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として、6月15日および12月15日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

##### （収益分配金に関する留意事項）

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

##### 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息および品借料を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る

消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- b．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いします。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5)【投資制限】

#### 信託約款に定める投資制限

##### a．株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

##### b．投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### c．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

##### d．投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

##### e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

##### f．未登録・未上場の株式等への投資割合

未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の10%以内とします。

##### g．同一銘柄への投資割合

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債<sup>\*</sup>の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

<sup>\*</sup> 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）をいいます。

h. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 h. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 h. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」と

いいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- ( )コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本h.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ヘ) 上記（ホ）においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(チ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### k．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 1．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令により禁止または制限される取引等

#### a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

#### b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

#### a．外国為替予約の指図

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、「Bコース（為替ヘッジなし）」では、原則として為替ヘッジは行いません。

#### b．有価証券貸付けの指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の( )および( )の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。

( )公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)(i)および( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### c．有価証券の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支払われます。

#### d．有価証券の売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

#### e．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンドの投資方針等  
基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用方法

#### a．投資対象

米国を本拠地とする企業が発行する普通株式を主要投資対象とします。

#### b．運用態度

- (イ) 通常の市場環境においては、成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に対して投資を行います。ただし、委託会社が適切と判断した場合には、外国発行者による米国預託証券（ＡＤＲ）、優先証券、米国財務省証券、銀行引受手形、国内預金証書、１年以内に償還される質の高い短期証券等に投資することができます。
- (ロ) 企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としてアクティブ運用を行います。
- (ハ) 米国以外の外国証券については、原則純資産総額の15%未満の保有とします。
- (二) 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- (ホ) 有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めます。
- (ヘ) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- (ト) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

### c. 主な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。
- (ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (二) 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (リ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3【投資リスク】

### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

### 基準価額の変動要因

## 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

## 為替変動リスク

### Aコース（為替ヘッジあり）

実質外貨建資産について外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下することが考えられます。

### Bコース（為替ヘッジなし）

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

## 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

## カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

## 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

## 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

## インデックスの下落に伴うリスク

「Aコース（為替ヘッジあり）」はS & P 500 株価指数（配当金込み、円ヘッジベース）、「Bコース（為替ヘッジなし）」はS & P 500 株価指数（配当金込み、円ベース）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (2) 投資リスクの管理体制

### 投資顧問会社におけるリスク管理

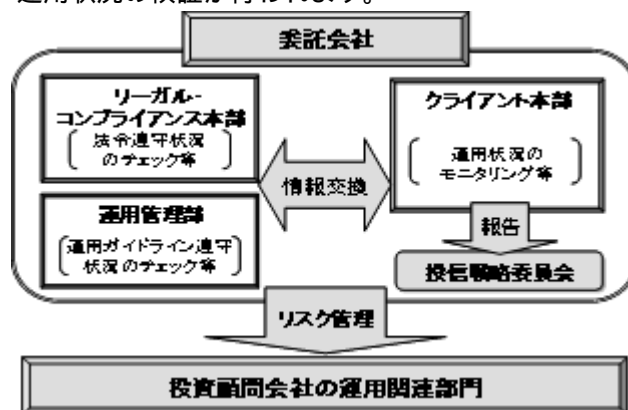
運用チームが、常時ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。

また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレーティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

#### 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

## （参考情報）

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

## A コース（為替ヘッジあり）



## B コース（為替ヘッジなし）

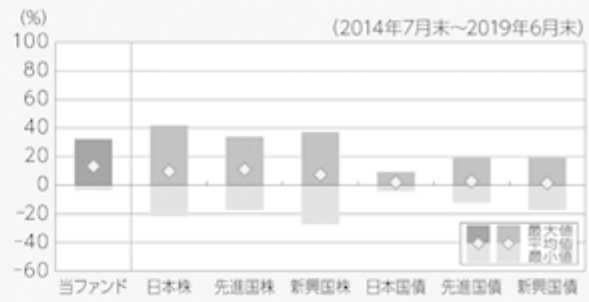


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額ですので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

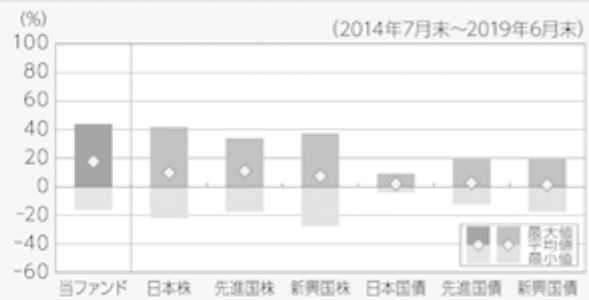
上記グラフは、2014年7月末を10,000として、指数化しています。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|     | 当ファンド | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債   | 新興国債   |
|-----|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大値 | 32.4% | 41.9%  | 34.1%  | 37.2%  | 9.3%  | 19.3%  | 19.3%  |
| 最小値 | -3.4% | -22.0% | -17.5% | -27.4% | -4.0% | -12.3% | -17.4% |
| 平均値 | 13.2% | 9.7%   | 11.0%  | 7.3%   | 2.0%  | 2.8%   | 1.4%   |



|     | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債   | 新興国債   |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大値 | 43.9%  | 41.9%  | 34.1%  | 37.2%  | 9.3%  | 19.3%  | 19.3%  |
| 最小値 | -16.0% | -22.0% | -17.5% | -27.4% | -4.0% | -12.3% | -17.4% |
| 平均値 | 17.6%  | 9.7%   | 11.0%  | 7.3%   | 2.0%  | 2.8%   | 1.4%   |

※上記グラフは、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、2014年7月～2019年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数

- 日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)  
 先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債……NOMURA-BPI 国債  
 先進国債……FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。■FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

<sup>\*</sup> 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

Aコース、Bコースそれぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金を再投資する自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

スイッチング（乗換え）のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞ アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.6956%<sup>\*</sup>（税抜1.57%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

<sup>\*</sup> 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、1.727%となります。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

|      |         |                                                 |
|------|---------|-------------------------------------------------|
| 委託会社 | 年率0.75% | 委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価                           |
| 販売会社 | 年率0.75% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 年率0.07% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                         |

Aコースおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

その他の費用

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記「その他の費用」のうちa.およびb.に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- a．信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b．有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c．目論見書作成、印刷および交付に係る費用
- d．運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e．受益権の管理事務に係る費用
- f．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h．信託財産の監査に係る費用
- ・この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

上記およびののうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

## 個人・法人別の課税の取扱い

### a．個人の受益者に対する課税

#### (イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup> 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

#### (ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

#### (ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup> 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は、2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

## 【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）】

## (1)【投資状況】

2019年 6月28日現在

| 資産の種類               | 国 名 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|---------------------|-----|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券           | 日本  | 22,677,874,649 | 99.52   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | —   | 108,132,166    | 0.47    |
| 合計(純資産総額)           |     | 22,786,006,815 | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2019年 6月28日現在

| 順位 | 国 / 地域 | 種類            | 銘柄名                                 | 数量又は<br>額面総額  | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--------|---------------|-------------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本     | 親投資信託<br>受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・米国<br>大型グロース株マザーファンド | 6,534,280,715 | 3.4368            | 22,457,092,574    | 3.4706           | 22,677,874,649   | 99.52           |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2019年 6月28日現在

| 種類        | 国内 / 外国 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 国内      | 99.52   |
| 合計        |         | 99.52   |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2019年 6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| 期別                     | 純資産総額（百万円） |       | 1万口当たり純資産額（円） |        |
|------------------------|------------|-------|---------------|--------|
|                        | （分配落）      | （分配付） | （分配落）         | （分配付）  |
| 第7期計算期間末（2009年12月15日）  | 498        | 498   | 8,281         | 8,281  |
| 第8期計算期間末（2010年 6月15日）  | 444        | 444   | 7,755         | 7,755  |
| 第9期計算期間末（2010年12月15日）  | 465        | 465   | 8,942         | 8,942  |
| 第10期計算期間末（2011年 6月15日） | 557        | 557   | 9,114         | 9,114  |
| 第11期計算期間末（2011年12月15日） | 544        | 544   | 8,424         | 8,424  |
| 第12期計算期間末（2012年 6月15日） | 384        | 384   | 9,238         | 9,238  |
| 第13期計算期間末（2012年12月17日） | 424        | 424   | 9,824         | 9,824  |
| 第14期計算期間末（2013年 6月17日） | 379        | 383   | 10,944        | 11,044 |
| 第15期計算期間末（2013年12月16日） | 453        | 458   | 12,821        | 12,951 |
| 第16期計算期間末（2014年 6月16日） | 492        | 497   | 13,482        | 13,612 |
| 第17期計算期間末（2014年12月15日） | 719        | 726   | 14,448        | 14,588 |

|            |               |        |        |        |        |
|------------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 第18期計算期間末  | (2015年 6月15日) | 546    | 551    | 15,643 | 15,793 |
| 第19期計算期間末  | (2015年12月15日) | 1,009  | 1,019  | 15,752 | 15,912 |
| 第20期計算期間末  | (2016年 6月15日) | 2,053  | 2,053  | 15,380 | 15,380 |
| 第21期計算期間末  | (2016年12月15日) | 2,733  | 2,742  | 16,081 | 16,131 |
| 第22期計算期間末  | (2017年 6月15日) | 4,847  | 4,887  | 18,335 | 18,485 |
| 第23期計算期間末  | (2017年12月15日) | 6,410  | 6,464  | 20,160 | 20,330 |
| 第24期計算期間末  | (2018年 6月15日) | 12,916 | 13,028 | 21,915 | 22,105 |
| 第25期計算期間末  | (2018年12月17日) | 19,485 | 19,688 | 20,116 | 20,326 |
| 第26期計算期間末  | (2019年 6月17日) | 21,968 | 22,164 | 22,405 | 22,605 |
| 2018年 6月末日 |               | 13,501 | —      | 21,304 | —      |
| 7月末日       |               | 15,118 | —      | 21,693 | —      |
| 8月末日       |               | 18,064 | —      | 22,528 | —      |
| 9月末日       |               | 19,756 | —      | 22,650 | —      |
| 10月末日      |               | 19,066 | —      | 20,649 | —      |
| 11月末日      |               | 20,366 | —      | 21,290 | —      |
| 12月末日      |               | 19,156 | —      | 19,440 | —      |
| 2019年 1月末日 |               | 20,722 | —      | 20,929 | —      |
| 2月末日       |               | 21,456 | —      | 21,980 | —      |
| 3月末日       |               | 21,778 | —      | 22,249 | —      |
| 4月末日       |               | 22,475 | —      | 23,003 | —      |
| 5月末日       |               | 21,451 | —      | 21,931 | —      |
| 6月末日       |               | 22,786 | —      | 22,784 | —      |

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(注3)表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。

#### 【分配の推移】

| 期        | 計算期間                    | 1万口当たりの分配金（円） |
|----------|-------------------------|---------------|
| 第7期計算期間  | 2009年 6月16日～2009年12月15日 | 0             |
| 第8期計算期間  | 2009年12月16日～2010年 6月15日 | 0             |
| 第9期計算期間  | 2010年 6月16日～2010年12月15日 | 0             |
| 第10期計算期間 | 2010年12月16日～2011年 6月15日 | 0             |
| 第11期計算期間 | 2011年 6月16日～2011年12月15日 | 0             |
| 第12期計算期間 | 2011年12月16日～2012年 6月15日 | 0             |
| 第13期計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 0             |
| 第14期計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 100           |
| 第15期計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 130           |
| 第16期計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 130           |
| 第17期計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 140           |
| 第18期計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 150           |
| 第19期計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 160           |
| 第20期計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 0             |
| 第21期計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 50            |
| 第22期計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 150           |
| 第23期計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 170           |
| 第24期計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 190           |
| 第25期計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 210           |
| 第26期計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 200           |

## 【収益率の推移】

| 期        | 計算期間                    | 収益率（％） |
|----------|-------------------------|--------|
| 第7期計算期間  | 2009年 6月16日～2009年12月15日 | 18.0   |
| 第8期計算期間  | 2009年12月16日～2010年 6月15日 | 6.4    |
| 第9期計算期間  | 2010年 6月16日～2010年12月15日 | 15.3   |
| 第10期計算期間 | 2010年12月16日～2011年 6月15日 | 1.9    |
| 第11期計算期間 | 2011年 6月16日～2011年12月15日 | 7.6    |
| 第12期計算期間 | 2011年12月16日～2012年 6月15日 | 9.7    |
| 第13期計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 6.3    |
| 第14期計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 12.4   |
| 第15期計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 18.3   |
| 第16期計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 6.2    |
| 第17期計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 8.2    |
| 第18期計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 9.3    |
| 第19期計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 1.7    |
| 第20期計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 2.4    |
| 第21期計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 4.9    |
| 第22期計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 14.9   |
| 第23期計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 10.9   |
| 第24期計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 9.6    |
| 第25期計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 7.3    |
| 第26期計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 12.4   |

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

| 期        | 計算期間                    | 設定口数（口）       | 解約口数（口）     | 発行済み口数（口）     |
|----------|-------------------------|---------------|-------------|---------------|
| 第7期計算期間  | 2009年 6月16日～2009年12月15日 | 2,543,572     | 115,568,179 | 602,225,468   |
| 第8期計算期間  | 2009年12月16日～2010年 6月15日 | 2,465,401     | 31,914,365  | 572,776,504   |
| 第9期計算期間  | 2010年 6月16日～2010年12月15日 | 4,373,126     | 56,356,092  | 520,793,538   |
| 第10期計算期間 | 2010年12月16日～2011年 6月15日 | 153,497,225   | 62,429,342  | 611,861,421   |
| 第11期計算期間 | 2011年 6月16日～2011年12月15日 | 172,832,825   | 138,162,490 | 646,531,756   |
| 第12期計算期間 | 2011年12月16日～2012年 6月15日 | 33,557,532    | 263,520,980 | 416,568,308   |
| 第13期計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 64,039,712    | 48,539,196  | 432,068,824   |
| 第14期計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 1,746,446     | 86,852,623  | 346,962,647   |
| 第15期計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 195,814,852   | 188,999,896 | 353,777,603   |
| 第16期計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 24,493,680    | 12,851,851  | 365,419,432   |
| 第17期計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 276,530,917   | 143,622,513 | 498,327,836   |
| 第18期計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 81,124,860    | 230,062,388 | 349,390,308   |
| 第19期計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 321,644,125   | 30,210,900  | 640,823,533   |
| 第20期計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 706,016,074   | 11,784,971  | 1,335,054,636 |
| 第21期計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 817,328,961   | 452,436,569 | 1,699,947,028 |
| 第22期計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 1,647,728,010 | 703,666,995 | 2,644,008,043 |
| 第23期計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 1,371,655,502 | 835,732,519 | 3,179,931,026 |
| 第24期計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 3,371,950,634 | 658,027,603 | 5,893,854,057 |

|          |                         |               |               |               |
|----------|-------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第25期計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 4,588,222,203 | 795,520,174   | 9,686,556,086 |
| 第26期計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 1,686,083,366 | 1,567,434,728 | 9,805,204,724 |

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

## 【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）】

## (1) 【投資状況】

2019年 6月28日現在

| 資産の種類               | 国 名 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|---------------------|-----|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券           | 日本  | 51,482,878,678 | 100.05  |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | —   | 25,985,451     | 0.05    |
| 合計（純資産総額）           |     | 51,456,893,227 | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2019年 6月28日現在

| 順位 | 国／地域 | 種類            | 銘柄名                                 | 数量又は<br>額面総額   | 帳簿価額<br>単価<br>（円） | 帳簿価額<br>金額<br>（円） | 評価額<br>単価<br>（円） | 評価額<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|------|---------------|-------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 親投資信託<br>受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・米国<br>大型グロース株マザーファンド | 14,833,999,504 | 3.4366            | 50,978,967,227    | 3.4706           | 51,482,878,678   | 100.05          |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2019年 6月28日現在

| 種類        | 国内／外国 | 投資比率（％） |
|-----------|-------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 国内    | 100.05  |
| 合計        |       | 100.05  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2019年 6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| 期別                     | 純資産総額（百万円） |       | 1万口当たり純資産額（円） |        |
|------------------------|------------|-------|---------------|--------|
|                        | （分配落）      | （分配付） | （分配落）         | （分配付）  |
| 第7期計算期間末（2009年12月15日）  | 4,392      | 4,392 | 7,188         | 7,188  |
| 第8期計算期間末（2010年 6月15日）  | 3,867      | 3,867 | 6,926         | 6,926  |
| 第9期計算期間末（2010年12月15日）  | 3,569      | 3,569 | 7,332         | 7,332  |
| 第10期計算期間末（2011年 6月15日） | 3,328      | 3,328 | 7,201         | 7,201  |
| 第11期計算期間末（2011年12月15日） | 2,537      | 2,537 | 6,454         | 6,454  |
| 第12期計算期間末（2012年 6月15日） | 2,473      | 2,473 | 7,206         | 7,206  |
| 第13期計算期間末（2012年12月17日） | 2,472      | 2,472 | 8,101         | 8,101  |
| 第14期計算期間末（2013年 6月17日） | 3,048      | 3,109 | 10,002        | 10,202 |
| 第15期計算期間末（2013年12月16日） | 4,493      | 4,539 | 12,721        | 12,851 |
| 第16期計算期間末（2014年 6月16日） | 4,783      | 4,830 | 13,231        | 13,361 |
| 第17期計算期間末（2014年12月15日） | 7,957      | 8,039 | 16,399        | 16,569 |

|            |               |        |        |        |        |
|------------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 第18期計算期間末  | (2015年 6月15日) | 15,563 | 15,714 | 18,509 | 18,689 |
| 第19期計算期間末  | (2015年12月15日) | 30,243 | 30,555 | 18,393 | 18,583 |
| 第20期計算期間末  | (2016年 6月15日) | 26,886 | 26,886 | 15,819 | 15,819 |
| 第21期計算期間末  | (2016年12月15日) | 27,340 | 27,414 | 18,467 | 18,517 |
| 第22期計算期間末  | (2017年 6月15日) | 23,555 | 23,768 | 19,859 | 20,039 |
| 第23期計算期間末  | (2017年12月15日) | 25,082 | 25,282 | 22,560 | 22,740 |
| 第24期計算期間末  | (2018年 6月15日) | 30,581 | 30,844 | 24,404 | 24,614 |
| 第25期計算期間末  | (2018年12月17日) | 44,326 | 44,765 | 23,246 | 23,476 |
| 第26期計算期間末  | (2019年 6月17日) | 49,705 | 50,159 | 25,204 | 25,434 |
| 2018年 6月末日 |               | 30,428 | —      | 23,710 | —      |
| 7月末日       |               | 33,359 | —      | 24,286 | —      |
| 8月末日       |               | 38,519 | —      | 25,270 | —      |
| 9月末日       |               | 43,549 | —      | 25,993 | —      |
| 10月末日      |               | 42,908 | —      | 23,723 | —      |
| 11月末日      |               | 46,353 | —      | 24,549 | —      |
| 12月末日      |               | 41,766 | —      | 21,999 | —      |
| 2019年 1月末日 |               | 44,371 | —      | 23,364 | —      |
| 2月末日       |               | 46,942 | —      | 25,007 | —      |
| 3月末日       |               | 47,434 | —      | 25,398 | —      |
| 4月末日       |               | 49,373 | —      | 26,511 | —      |
| 5月末日       |               | 47,996 | —      | 24,788 | —      |
| 6月末日       |               | 51,456 | —      | 25,444 | —      |

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(注3)表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。

#### 【分配の推移】

| 期        | 計算期間                    | 1万口当たりの分配金（円） |
|----------|-------------------------|---------------|
| 第7期計算期間  | 2009年 6月16日～2009年12月15日 | 0             |
| 第8期計算期間  | 2009年12月16日～2010年 6月15日 | 0             |
| 第9期計算期間  | 2010年 6月16日～2010年12月15日 | 0             |
| 第10期計算期間 | 2010年12月16日～2011年 6月15日 | 0             |
| 第11期計算期間 | 2011年 6月16日～2011年12月15日 | 0             |
| 第12期計算期間 | 2011年12月16日～2012年 6月15日 | 0             |
| 第13期計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 0             |
| 第14期計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 200           |
| 第15期計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 130           |
| 第16期計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 130           |
| 第17期計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 170           |
| 第18期計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 180           |
| 第19期計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 190           |
| 第20期計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 0             |
| 第21期計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 50            |
| 第22期計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 180           |
| 第23期計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 180           |
| 第24期計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 210           |
| 第25期計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 230           |
| 第26期計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 230           |

## 【収益率の推移】

| 期        | 計算期間                    | 収益率（％） |
|----------|-------------------------|--------|
| 第7期計算期間  | 2009年 6月16日～2009年12月15日 | 7.1    |
| 第8期計算期間  | 2009年12月16日～2010年 6月15日 | 3.6    |
| 第9期計算期間  | 2010年 6月16日～2010年12月15日 | 5.9    |
| 第10期計算期間 | 2010年12月16日～2011年 6月15日 | 1.8    |
| 第11期計算期間 | 2011年 6月16日～2011年12月15日 | 10.4   |
| 第12期計算期間 | 2011年12月16日～2012年 6月15日 | 11.7   |
| 第13期計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 12.4   |
| 第14期計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 25.9   |
| 第15期計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 28.5   |
| 第16期計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 5.0    |
| 第17期計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 25.2   |
| 第18期計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 14.0   |
| 第19期計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 0.4    |
| 第20期計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 14.0   |
| 第21期計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 17.1   |
| 第22期計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 8.5    |
| 第23期計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 14.5   |
| 第24期計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 9.1    |
| 第25期計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 3.8    |
| 第26期計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 9.4    |

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

| 期        | 計算期間                    | 設定口数（口）       | 解約口数（口）       | 発行済み口数（口）      |
|----------|-------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第7期計算期間  | 2009年 6月16日～2009年12月15日 | 109,779,196   | 828,029,968   | 6,111,641,989  |
| 第8期計算期間  | 2009年12月16日～2010年 6月15日 | 225,782,685   | 752,575,295   | 5,584,849,379  |
| 第9期計算期間  | 2010年 6月16日～2010年12月15日 | 90,617,342    | 807,580,156   | 4,867,886,565  |
| 第10期計算期間 | 2010年12月16日～2011年 6月15日 | 453,960,462   | 700,424,822   | 4,621,422,205  |
| 第11期計算期間 | 2011年 6月16日～2011年12月15日 | 48,914,320    | 738,272,827   | 3,932,063,698  |
| 第12期計算期間 | 2011年12月16日～2012年 6月15日 | 91,485,138    | 591,318,967   | 3,432,229,869  |
| 第13期計算期間 | 2012年 6月16日～2012年12月17日 | 23,641,911    | 403,797,365   | 3,052,074,415  |
| 第14期計算期間 | 2012年12月18日～2013年 6月17日 | 518,895,507   | 523,343,047   | 3,047,626,875  |
| 第15期計算期間 | 2013年 6月18日～2013年12月16日 | 1,384,602,836 | 899,743,396   | 3,532,486,315  |
| 第16期計算期間 | 2013年12月17日～2014年 6月16日 | 636,920,837   | 553,774,946   | 3,615,632,206  |
| 第17期計算期間 | 2014年 6月17日～2014年12月15日 | 2,176,873,303 | 940,163,146   | 4,852,342,363  |
| 第18期計算期間 | 2014年12月16日～2015年 6月15日 | 4,538,735,177 | 982,272,326   | 8,408,805,214  |
| 第19期計算期間 | 2015年 6月16日～2015年12月15日 | 9,317,685,489 | 1,284,056,480 | 16,442,434,223 |
| 第20期計算期間 | 2015年12月16日～2016年 6月15日 | 2,211,330,822 | 1,657,697,349 | 16,996,067,696 |
| 第21期計算期間 | 2016年 6月16日～2016年12月15日 | 832,468,425   | 3,023,764,575 | 14,804,771,546 |
| 第22期計算期間 | 2016年12月16日～2017年 6月15日 | 1,505,479,541 | 4,449,103,159 | 11,861,147,928 |
| 第23期計算期間 | 2017年 6月16日～2017年12月15日 | 1,909,790,445 | 2,652,929,143 | 11,118,009,230 |
| 第24期計算期間 | 2017年12月16日～2018年 6月15日 | 3,060,125,873 | 1,646,894,878 | 12,531,240,225 |

|          |                         |               |               |                |
|----------|-------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第25期計算期間 | 2018年 6月16日～2018年12月17日 | 7,944,261,364 | 1,406,988,765 | 19,068,512,824 |
| 第26期計算期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 4,041,942,075 | 3,389,427,657 | 19,721,027,242 |

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

## （参考）

## アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

## (1)投資状況

2019年 6月28日現在

| 資産の種類               | 国 名    | 時価合計（円）         | 投資比率（％） |
|---------------------|--------|-----------------|---------|
| 株式                  | アメリカ   | 438,037,810,856 | 87.97   |
|                     | オランダ   | 1,947,530,167   | 0.39    |
|                     | アイルランド | 8,352,732,638   | 1.67    |
|                     | 小計     | 448,338,073,661 | 90.04   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | —      | 49,582,376,881  | 9.95    |
| 合計（純資産総額）           |        | 497,920,450,542 | 100.00  |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

2019年 6月28日現在

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名                          | 業種                     | 数量又は<br>額面総額 | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--------|----|------------------------------|------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | アメリカ   | 株式 | ALPHABET INC-CL C            | メディア・娯楽                | 291,138      | 117,072.87        | 34,084,362,623    | 115,983.11       | 33,767,092,979   | 6.78            |
| 2  | アメリカ   | 株式 | MICROSOFT CORP               | ソフトウェア・サービス            | 2,088,190    | 14,276.78         | 29,812,640,713    | 14,460.02        | 30,195,286,913   | 6.06            |
| 3  | アメリカ   | 株式 | UNITEDHEALTH GROUP INC       | ヘルスケア機器・サービス           | 976,405      | 26,457.75         | 25,833,480,357    | 26,552.98        | 25,926,470,834   | 5.20            |
| 4  | アメリカ   | 株式 | FACEBOOK INC-A               | メディア・娯楽                | 1,260,031    | 19,545.56         | 24,628,012,394    | 20,426.20        | 25,737,651,512   | 5.16            |
| 5  | アメリカ   | 株式 | VISA INC-CLASS A SHARES      | ソフトウェア・サービス            | 1,350,859    | 18,287.65         | 24,704,038,482    | 18,456.88        | 24,932,644,756   | 5.00            |
| 6  | アメリカ   | 株式 | ZOETIS INC                   | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1,579,996    | 11,942.05         | 18,868,397,709    | 12,154.40        | 19,203,904,014   | 3.85            |
| 7  | アメリカ   | 株式 | MONSTER BEVERAGE CORP        | 食品・飲料・タバコ              | 2,657,519    | 6,610.76          | 17,568,222,164    | 6,852.21         | 18,209,879,064   | 3.65            |
| 8  | アメリカ   | 株式 | HOME DEPOT INC               | 小売                     | 775,482      | 22,179.94         | 17,200,150,668    | 22,314.68        | 17,304,637,174   | 3.47            |
| 9  | アメリカ   | 株式 | BOOKING HOLDINGS INC         | 小売                     | 82,452       | 191,381.14        | 15,779,758,168    | 198,890.87       | 16,398,950,368   | 3.29            |
| 10 | アメリカ   | 株式 | COSTCO WHOLESALE CORPORATION | 食品・生活必需品<br>小売り        | 500,685      | 28,041.56         | 14,039,992,725    | 28,626.86        | 14,333,043,505   | 2.87            |
| 11 | アメリカ   | 株式 | VERTEX PHARMACEUTICALS INC   | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 743,960      | 18,422.59         | 13,705,676,526    | 19,249.13        | 14,320,588,855   | 2.87            |
| 12 | アメリカ   | 株式 | INTUITIVE SURGICAL INC       | ヘルスケア機器・サービス           | 241,619      | 53,522.04         | 12,931,943,377    | 55,809.35        | 13,484,599,434   | 2.70            |
| 13 | アメリカ   | 株式 | PAYPAL HOLDINGS INC          | ソフトウェア・サービス            | 1,038,651    | 12,521.96         | 13,005,950,742    | 12,252.48        | 12,726,060,264   | 2.55            |

|    |        |    |                           |                        |           |           |                |           |                |      |
|----|--------|----|---------------------------|------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|----------------|------|
| 14 | アメリカ   | 株式 | EDWARDS LIFESCIENCES CORP | ヘルスケア機器・サービス           | 633,010   | 19,836.28 | 12,556,567,300 | 19,987.49 | 12,652,287,185 | 2.54 |
| 15 | アメリカ   | 株式 | SHERWIN-WILLIAMS CO/THE   | 素材                     | 243,068   | 51,054.73 | 12,409,771,963 | 49,017.50 | 11,914,586,298 | 2.39 |
| 16 | アメリカ   | 株式 | NIKE INC -CL B            | 耐久消費財・アパレル             | 1,278,215 | 8,993.99  | 11,496,262,642 | 9,017.71  | 11,526,573,977 | 2.31 |
| 17 | アメリカ   | 株式 | ELECTRONIC ARTS INC       | メディア・娯楽                | 917,112   | 9,995.73  | 9,167,205,568  | 10,686.30 | 9,800,534,516  | 1.96 |
| 18 | アメリカ   | 株式 | ULTA BEAUTY INC           | 小売                     | 250,430   | 38,190.42 | 9,564,027,765  | 37,103.47 | 9,291,822,944  | 1.86 |
| 19 | アメリカ   | 株式 | ARISTA NETWORKS INC       | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 301,988   | 25,447.06 | 7,684,707,721  | 27,808.74 | 8,397,906,409  | 1.68 |
| 20 | アイルランド | 株式 | ALLEGION PLC              | 資本財                    | 712,428   | 11,427.89 | 8,141,552,949  | 11,724.31 | 8,352,732,638  | 1.67 |
| 21 | アメリカ   | 株式 | REGENERON PHARMACEUTICALS | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 248,308   | 32,901.81 | 8,169,785,021  | 33,487.11 | 8,315,119,619  | 1.66 |
| 22 | アメリカ   | 株式 | STRYKER CORP              | ヘルスケア機器・サービス           | 375,707   | 21,069.71 | 7,916,038,023  | 21,831.78 | 8,202,355,048  | 1.64 |
| 23 | アメリカ   | 株式 | XILINX INC                | 半導体・半導体製造装置            | 630,561   | 11,363.22 | 7,165,204,501  | 12,738.62 | 8,032,478,353  | 1.61 |
| 24 | アメリカ   | 株式 | TJX COMPANIES INC         | 小売                     | 1,402,904 | 5,748.05  | 8,063,971,404  | 5,699.93  | 7,996,461,892  | 1.60 |
| 25 | アメリカ   | 株式 | APPLE INC                 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 362,917   | 20,829.51 | 7,559,385,741  | 21,529.97 | 7,813,593,792  | 1.56 |
| 26 | アメリカ   | 株式 | COPART INC                | 商業・専門サービス              | 936,546   | 7,955.97  | 7,451,141,151  | 7,907.47  | 7,405,713,519  | 1.48 |
| 27 | アメリカ   | 株式 | BURLINGTON STORES INC     | 小売                     | 403,150   | 18,183.09 | 7,330,514,789  | 18,260.70 | 7,361,802,777  | 1.47 |
| 28 | アメリカ   | 株式 | ADOBE INC                 | ソフトウェア・サービス            | 213,432   | 29,600.53 | 6,317,701,582  | 31,607.26 | 6,746,001,079  | 1.35 |
| 29 | アメリカ   | 株式 | ROPER TECHNOLOGIES INC    | 資本財                    | 143,047   | 39,302.38 | 5,622,088,954  | 39,121.30 | 5,596,184,973  | 1.12 |
| 30 | アメリカ   | 株式 | SMITH (A.O.) CORP         | 資本財                    | 717,731   | 4,907.67  | 3,522,393,141  | 4,966.96  | 3,564,943,464  | 0.71 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2019年 6月28日現在

| 種類 | 国内 / 外国 | 業種 | 投資比率（％） |
|----|---------|----|---------|
|----|---------|----|---------|

|    |    |                        |       |
|----|----|------------------------|-------|
| 株式 | 外国 | ソフトウェア・サービス            | 15.40 |
|    |    | メディア・娯楽                | 13.91 |
|    |    | ヘルスケア機器・サービス           | 12.32 |
|    |    | 小売                     | 11.71 |
|    |    | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 10.43 |
|    |    | 資本財                    | 5.03  |
|    |    | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 4.48  |
|    |    | 食品・飲料・タバコ              | 4.31  |
|    |    | 食品・生活必需品小売り            | 2.87  |
|    |    | 素材                     | 2.39  |
|    |    | 半導体・半導体製造装置            | 2.36  |
|    |    | 耐久消費財・アパレル             | 2.31  |
|    |    | 商業・専門サービス              | 1.48  |
|    |    | 各種金融                   | 0.78  |
|    |    | 消費者サービス                | 0.17  |
|    |    | 小計                     |       |
| 合計 |    | 90.04                  |       |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

## 運用実績

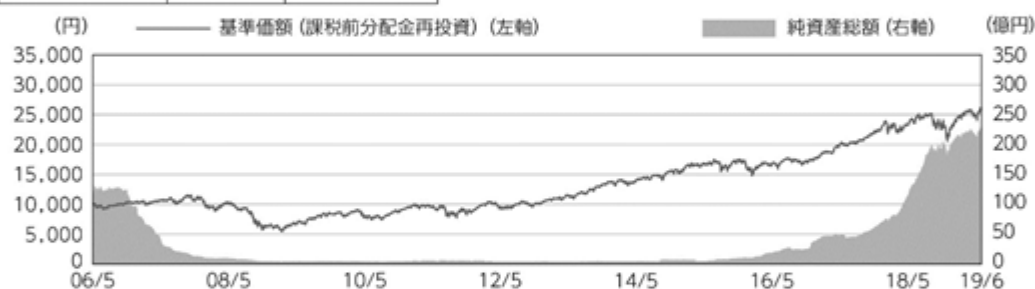
基準日：2019年6月28日現在

## ファンドの運用実績

## Aコース（為替ヘッジあり）

## 基準価額・純資産の推移

|      |         |       |         |
|------|---------|-------|---------|
| 基準価額 | 22,784円 | 純資産総額 | 227.8億円 |
|------|---------|-------|---------|



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。  
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

| 決算期  |           | 分配金    |
|------|-----------|--------|
| 第22期 | 2017年 6月  | 150円   |
| 第23期 | 2017年 12月 | 170円   |
| 第24期 | 2018年 6月  | 190円   |
| 第25期 | 2018年 12月 | 210円   |
| 第26期 | 2019年 6月  | 200円   |
|      | 設定来累計     | 1,980円 |

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 資産構成比率

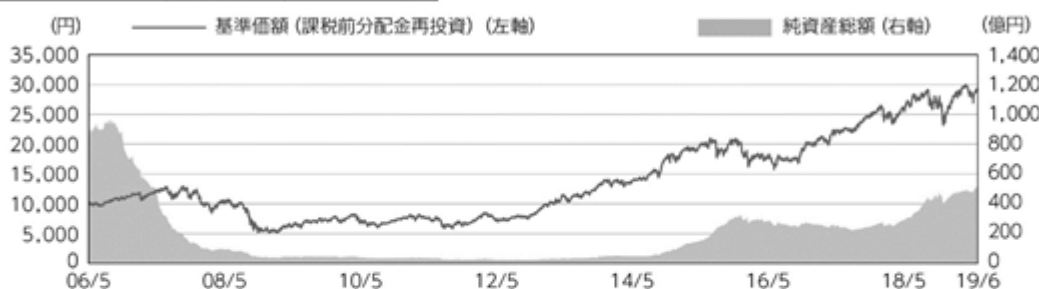
| 組入資産    | 比率(%) |
|---------|-------|
| マザーファンド | 99.5  |
| 現金等     | 0.5   |
| 合計      | 100.0 |

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

## Bコース（為替ヘッジなし）

## 基準価額・純資産の推移

|      |         |       |         |
|------|---------|-------|---------|
| 基準価額 | 25,444円 | 純資産総額 | 514.5億円 |
|------|---------|-------|---------|



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。  
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

| 決算期  |           | 分配金    |
|------|-----------|--------|
| 第22期 | 2017年 6月  | 180円   |
| 第23期 | 2017年 12月 | 180円   |
| 第24期 | 2018年 6月  | 210円   |
| 第25期 | 2018年 12月 | 230円   |
| 第26期 | 2019年 6月  | 230円   |
|      | 設定来累計     | 2,230円 |

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 資産構成比率

| 組入資産    | 比率(%) |
|---------|-------|
| マザーファンド | 100.1 |
| 現金等     | -0.1  |
| 合計      | 100.0 |

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

基準日：2019年6月28日現在

## ファンドの運用実績

## 主要な資産の状況（マザーファンドベース）

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入しています）。

## 組入上位10銘柄

（銘柄数：48銘柄）

|           | 銘柄名            | セクター           | 国  | 組入比率(%) |
|-----------|----------------|----------------|----|---------|
| 1         | アルファベット        | コミュニケーション・サービス | 米国 | 6.8     |
| 2         | マイクロソフト        | 情報技術           | 米国 | 6.1     |
| 3         | ユナイテッドヘルス・グループ | ヘルスケア          | 米国 | 5.2     |
| 4         | フェイスブック        | コミュニケーション・サービス | 米国 | 5.2     |
| 5         | VISA           | 情報技術           | 米国 | 5.0     |
| 6         | ゾエティス          | ヘルスケア          | 米国 | 3.9     |
| 7         | モンスター・ビバレッジ    | 生活必需品          | 米国 | 3.7     |
| 8         | ホーム・デポ         | 一般消費財・サービス     | 米国 | 3.5     |
| 9         | ブッキング・ホールディングス | 一般消費財・サービス     | 米国 | 3.3     |
| 10        | コストコ・ホールセール    | 生活必需品          | 米国 | 2.9     |
| 組入上位10銘柄計 |                |                |    | 45.4    |

同一発行体で種類の異なる株式の比率は合算しています。  
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

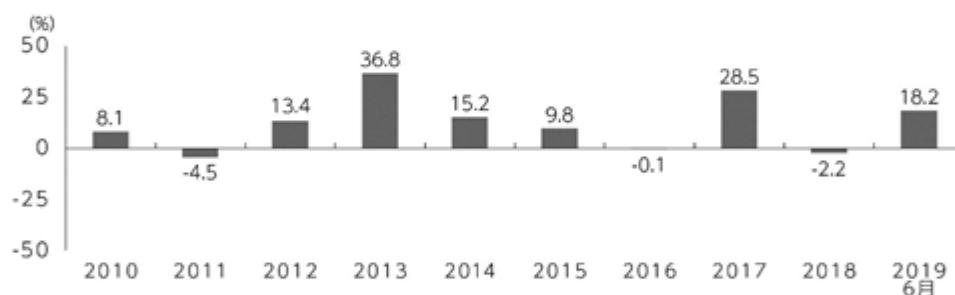
## セクター別配分

| セクター           | 組入比率(%) |
|----------------|---------|
| ヘルスケア          | 22.8    |
| 情報技術           | 22.2    |
| 一般消費財・サービス     | 14.2    |
| コミュニケーション・サービス | 13.9    |
| 生活必需品          | 7.2     |
| 資本財・サービス       | 6.5     |
| 素材             | 2.4     |
| 金融             | 0.8     |
| 現金その他          | 10.0    |
| 合計             | 100.0   |

セクター別配分は、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard(GICS)の分類で区分しています。

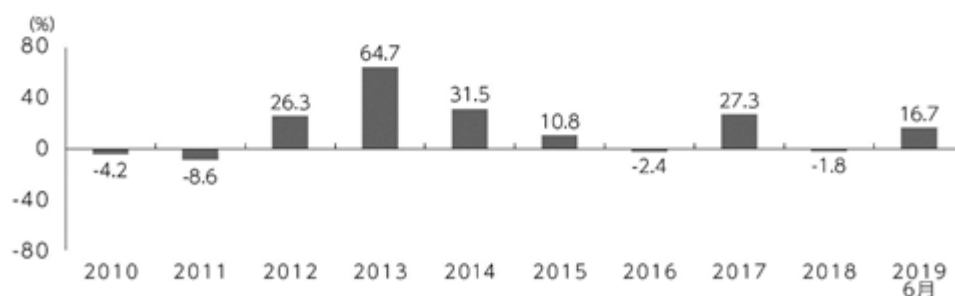
## 年間収益率の推移（暦年ベース）

## Aコース（為替ヘッジあり）



Aコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。  
2019年は6月末までの収益率を表示しています。

## Bコース（為替ヘッジなし）



Bコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。  
2019年は6月末までの収益率を表示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取り扱いとなります。（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

#### （2）取扱いコース

Aコース、Bコースそれぞれに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。なお、当初お申込みいただいたコースの途中変更はできません。

「一般コース」 収益の分配時に分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取り扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認のうえお申込みください。

#### （3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングにより取得申込されるファンドの申込価額は、上記と同じです。ただし、スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

#### （4）申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

なお、スイッチングのお取扱いに関しても、販売会社にお問い合わせください。

#### （5）申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

<sup>\*</sup>2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

スイッチング（乗換え）のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

#### （6）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までに支払ってください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

#### （7）その他留意点

委託会社は、合理的な理由からファンドの効率的な運用が妨げられると判断した場合、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

なお、取得申込みの受付けの中止または取消しを行う事情等によっては、スイッチングの申込みや収益分配金の再投資に限り取得申込みを受付けることがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、換金の申込みの受付けは行いません。

換金申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取り扱いとなります。（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

### （2）換金価額

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

### （3）換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### （4）換金手数料

ありません。

### （5）信託財産留保額

ありません。

### （6）換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

### （7）その他留意点

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、換金の申込みの受付けを中止することができます。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、Aコース（為替ヘッジあり）は「米成長A」、Bコース（為替ヘッジなし）は「米成長B」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| マザーファンド | 計算日の基準価額で評価します。                  |
| 外国株式    | 原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。 |

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2006年5月25日）から2024年6月17日までです。ただし、委託会社が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。また、下記「(5) その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年6月15日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

#### (5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、当ファンドを終了（繰上償還）します。

（イ）委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。

（ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

（ハ）受託会社とその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

b．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

（イ）Aコース、Bコースの受益権口数の合計が30億口を下回ったとき

（ロ）委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c．信託終了の手続き

- (イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記 b . の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下回らないものとします。
- (二) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 上記(ハ)および(二)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が 1 ヶ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、上記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下回らないものとします。
- d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c . 信託終了の手続き」または「 信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

#### 関係法人との契約の更改等

- a . 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約
- 当初の契約の有効期間は、1 年間とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。
- b . 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約
- (イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から 1 年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の 90 日前までに書面により通知しない限り、契約は 1 年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
- (ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

- (ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

#### a．一般コースにより取得している場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

#### b．自動けいぞく投資コースにより取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設

定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して、1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、ただし、受益者は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期（2018年12月18日から2019年6月17日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第25期<br>(2018年12月17日現在) | 第26期<br>(2019年 6月17日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| コール・ローン         | 96,032,608              | 120,077,603             |
| 親投資信託受益証券       | 19,545,588,813          | 21,957,863,516          |
| 派生商品評価勘定        | 4,849,468               | -                       |
| 未収入金            | 355,500,000             | 495,550,000             |
| 流動資産合計          | 20,001,970,889          | 22,573,491,119          |
| 資産合計            | 20,001,970,889          | 22,573,491,119          |
| <b>負債の部</b>     |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 派生商品評価勘定        | 150,155,950             | 43,023,838              |
| 未払収益分配金         | 203,417,677             | 196,104,094             |
| 未払解約金           | 11,440,124              | 185,434,887             |
| 未払受託者報酬         | 6,732,517               | 8,007,701               |
| 未払委託者報酬         | 144,268,074             | 171,593,499             |
| 未払利息            | 263                     | 348                     |
| その他未払費用         | 660,811                 | 953,237                 |
| 流動負債合計          | 516,675,416             | 605,117,604             |
| 負債合計            | 516,675,416             | 605,117,604             |
| <b>純資産の部</b>    |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 9,686,556,086           | 9,805,204,724           |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 9,798,739,387           | 12,163,168,791          |
| （分配準備積立金）       | 1,186,331,899           | 1,667,149,245           |
| 元本等合計           | 19,485,295,473          | 21,968,373,515          |
| 純資産合計           | 19,485,295,473          | 21,968,373,515          |
| 負債純資産合計         | 20,001,970,889          | 22,573,491,119          |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日) | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日) |
|-------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                          |                                          |
| 有価証券売買等損益                                 | 757,206,925                              | 2,134,859,645                            |
| 為替差損益                                     | 639,455,396                              | 506,500,285                              |
| 営業収益合計                                    | 1,396,662,321                            | 2,641,359,930                            |
| 営業費用                                      |                                          |                                          |
| 支払利息                                      | 26,568                                   | 42,539                                   |
| 受託者報酬                                     | 6,732,517                                | 8,007,701                                |
| 委託者報酬                                     | 144,268,074                              | 171,593,499                              |
| その他費用                                     | 673,207                                  | 954,056                                  |
| 営業費用合計                                    | 151,700,366                              | 180,597,795                              |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 1,548,362,687                            | 2,460,762,135                            |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 1,548,362,687                            | 2,460,762,135                            |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 1,548,362,687                            | 2,460,762,135                            |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 13,648,251                               | 300,710,909                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 7,022,662,951                            | 9,798,739,387                            |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 5,463,508,023                            | 2,003,488,111                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 5,463,508,023                            | 2,003,488,111                            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 949,299,474                              | 1,603,005,839                            |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 949,299,474                              | 1,603,005,839                            |
| 分配金                                       | 203,417,677                              | 196,104,094                              |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 9,798,739,387                            | 12,163,168,791                           |

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目                 | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日)                                                    |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。<br><br>(2) 外国為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | (1) 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br><br>(2) 為替差損益<br>約定日基準で計上しております。                        |
| 3. その他             | 当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2018年12月18日から2019年6月17日までとなっております。                              |

## （貸借対照表に関する注記）

| 第25期<br>(2018年12月17日現在)                                                     | 第26期<br>(2019年 6月17日現在)                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>9,686,556,086口                                      | 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>9,805,204,724口                                      |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.0116円<br>(10,000口当たり純資産額 20,116円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.2405円<br>(10,000口当たり純資産額 22,405円) |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日)                                                                                                                                         | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日)                                                                                                          |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------|----------|-------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--------------|----------|-------------------------------|-------------------|
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額<br>- 円                                                                                                                 | 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額<br>- 円                                                                                  |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
| 2. 分配金の計算過程<br>2018年6月16日から2018年12月17日まで<br>計算期末における分配対象金額10,046,713,623円<br>(10,000口当たり10,371円)のうち、203,417,677円<br>(10,000口当たり210円)を分配金額としております。                                | 2. 分配金の計算過程<br>2018年12月18日から2019年6月17日まで<br>計算期末における分配対象金額12,359,272,885円<br>(10,000口当たり12,604円)のうち、196,104,094円<br>(10,000口当たり200円)を分配金額としております。 |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
| <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A<br/>- 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の<br/>有価証券売買等損益額</td><td>B<br/>- 円</td></tr> </table> | 項目                                                                                                                                                |  | 費用控除後の配当等収益額 | A<br>- 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額 | B<br>- 円 | <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A<br/>- 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の<br/>有価証券売買等損益額</td><td>B<br/>852,511,917円</td></tr> </table> | 項目 |  | 費用控除後の配当等収益額 | A<br>- 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額 | B<br>852,511,917円 |
| 項目                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                   |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                     | A<br>- 円                                                                                                                                          |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額                                                                                                                                                    | B<br>- 円                                                                                                                                          |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
| 項目                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                   |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                     | A<br>- 円                                                                                                                                          |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額                                                                                                                                                    | B<br>852,511,917円                                                                                                                                 |  |              |          |                               |          |                                                                                                                                                                                           |    |  |              |          |                               |                   |

|                    |                              |                    |                              |
|--------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 収益調整金額             | C<br>8,656,964,047円          | 収益調整金額             | C<br>10,496,019,546円         |
| 分配準備積立金額           | D<br>1,389,749,576円          | 分配準備積立金額           | D<br>1,010,741,422円          |
| 当ファンドの分配対象収益額      | E=A+B+C+D<br>10,046,713,623円 | 当ファンドの分配対象収益額      | E=A+B+C+D<br>12,359,272,885円 |
| 当ファンドの期末残存口数       | F<br>9,686,556,086口          | 当ファンドの期末残存口数       | F<br>9,805,204,724口          |
| 10,000口当たりの収益分配対象額 | G=E/F×10,000<br>10,371円      | 10,000口当たりの収益分配対象額 | G=E/F×10,000<br>12,604円      |
| 10,000口当たりの分配額     | H<br>210円                    | 10,000口当たりの分配額     | H<br>200円                    |
| 収益分配金金額            | I=F×H/10,000<br>203,417,677円 | 収益分配金金額            | I=F×H/10,000<br>196,104,094円 |

## （金融商品に関する注記）

## １．金融商品の状況に関する事項

| 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日)                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（１）金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>（３）金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>（１）金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>（３）金融商品に係るリスク管理体制</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。</p> <p>クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。</p> <p>リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p> | <p>同左</p> <p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|

## ２．金融商品の時価等に関する事項

| 第25期<br>(2018年12月17日現在)                                                          | 第26期<br>(2019年 6月17日現在)        |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| (１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | (１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>同左    |
| (２) 時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。                     | (２) 時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>同左 |
| 派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。                      | 派生商品評価勘定<br>同左                 |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。   | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左      |

## （関連当事者との取引に関する注記）

| 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日)                            | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日) |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左                                       |

## （重要な後発事象に関する注記）

| 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日) |
|------------------------------------------|
| 該当事項はありません。                              |

## （その他の注記）

## １．元本の移動

| 第25期<br>(2018年12月17日現在)  | 第26期<br>(2019年 6月17日現在)  |
|--------------------------|--------------------------|
| 期首元本額 5,893,854,057円     | 期首元本額 9,686,556,086円     |
| 期中追加設定元本額 4,588,222,203円 | 期中追加設定元本額 1,686,083,366円 |
| 期中一部解約元本額 795,520,174円   | 期中一部解約元本額 1,567,434,728円 |

## ２．売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類        | 第25期<br>(2018年12月17日現在) | 第26期<br>(2019年 6月17日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
|           | 当計算期間の損益に含まれた評価差額       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額       |
| 親投資信託受益証券 | 742,207,962             | 1,942,827,637           |
| 合計        | 742,207,962             | 1,942,827,637           |

## ３．デリバティブ取引等関係

第25期（2018年12月17日現在）

（単位：円）

| 区分        | 種類     | 契約額等           | うち1年超 | 時価             | 評価損益        |
|-----------|--------|----------------|-------|----------------|-------------|
|           |        |                |       |                |             |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 |                |       |                |             |
|           | 買建     | 913,242,864    | -     | 918,064,620    | 4,821,756   |
|           | 米ドル    | 913,242,864    | -     | 918,064,620    | 4,821,756   |
|           | 売建     | 20,170,640,665 | -     | 20,320,768,903 | 150,128,238 |
|           | 米ドル    | 20,170,640,665 | -     | 20,320,768,903 | 150,128,238 |
| 合計        |        | 21,083,883,529 | -     | 21,238,833,523 | 145,306,482 |

第26期（2019年 6月17日現在）

（単位：円）

| 区分        | 種類     | 契約額等           | うち1年超 | 時価             | 評価損益       |
|-----------|--------|----------------|-------|----------------|------------|
|           |        |                |       |                |            |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 |                |       |                |            |
|           | 売建     | 21,724,964,442 | -     | 21,767,988,280 | 43,023,838 |
|           | 米ドル    | 21,724,964,442 | -     | 21,767,988,280 | 43,023,838 |
| 合計        |        | 21,724,964,442 | -     | 21,767,988,280 | 43,023,838 |

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1．有価証券明細表

(1)株式（2019年 6月17日現在）

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券（2019年 6月17日現在）

| 種類        | 通貨  | 銘柄                              | 口数            | 評価額                      | 備考 |
|-----------|-----|---------------------------------|---------------|--------------------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 日本円 | アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド | 6,390,530,709 | 21,957,863,516           |    |
|           | 小計  | 銘柄数：1<br>組入時価比率：100.0%          | 6,390,530,709 | 21,957,863,516<br>100.0% |    |
|           | 合計  |                                 |               | 21,957,863,516           |    |

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 【アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 B コース（為替ヘッジなし）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第25期<br>(2018年12月17日現在) | 第26期<br>(2019年 6月17日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| コール・ローン         | 40,832,717              | 97,525,506              |
| 親投資信託受益証券       | 44,320,963,407          | 49,673,086,474          |
| 未収入金            | 777,800,000             | 849,100,000             |
| 流動資産合計          | 45,139,596,124          | 50,619,711,980          |
| 資産合計            | 45,139,596,124          | 50,619,711,980          |
| <b>負債の部</b>     |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 未払収益分配金         | 438,575,794             | 453,583,626             |
| 未払解約金           | 36,729,645              | 65,688,765              |
| 未払受託者報酬         | 14,984,660              | 17,493,425              |
| 未払委託者報酬         | 321,099,844             | 374,859,112             |
| 未払利息            | 111                     | 282                     |
| その他未払費用         | 1,686,397               | 2,313,886               |
| 流動負債合計          | 813,076,451             | 913,939,096             |
| 負債合計            | 813,076,451             | 913,939,096             |
| <b>純資産の部</b>    |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 19,068,512,824          | 19,721,027,242          |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 25,258,006,849          | 29,984,745,642          |
| （分配準備積立金）       | 5,725,633,076           | 6,262,587,945           |
| 元本等合計           | 44,326,519,673          | 49,705,772,884          |
| 純資産合計           | 44,326,519,673          | 49,705,772,884          |
| 負債純資産合計         | 45,139,596,124          | 50,619,711,980          |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日) | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日) |
|-------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                          |                                          |
| 有価証券売買等損益                                 | 1,687,182,891                            | 4,505,069,497                            |
| 営業収益合計                                    | 1,687,182,891                            | 4,505,069,497                            |
| 営業費用                                      |                                          |                                          |
| 支払利息                                      | 25,852                                   | 61,715                                   |
| 受託者報酬                                     | 14,984,660                               | 17,493,425                               |
| 委託者報酬                                     | 321,099,844                              | 374,859,112                              |
| その他費用                                     | 1,687,816                                | 2,316,980                                |
| 営業費用合計                                    | 337,798,172                              | 394,731,232                              |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 2,024,981,063                            | 4,110,338,265                            |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 2,024,981,063                            | 4,110,338,265                            |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 2,024,981,063                            | 4,110,338,265                            |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 19,893,761                               | 467,084,243                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 18,050,088,806                           | 25,258,006,849                           |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 11,729,695,479                           | 6,047,745,221                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 11,729,695,479                           | 6,047,745,221                            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 2,038,326,818                            | 4,510,676,824                            |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 2,038,326,818                            | 4,510,676,824                            |
| 分配金                                       | 438,575,794                              | 453,583,626                              |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 25,258,006,849                           | 29,984,745,642                           |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目                 | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日)                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。                                |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | (1) 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。                               |
| 3. その他             | 当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2018年12月18日から2019年6月17日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第25期<br>(2018年12月17日現在)                                                     | 第26期<br>(2019年 6月17日現在)                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>19,068,512,824口                                     | 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>19,721,027,242口                                     |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.3246円<br>(10,000口当たり純資産額 23,246円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.5204円<br>(10,000口当たり純資産額 25,204円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日)                                                                                                          |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------|----------|-------------------------------|----------|--------|----------------------|----------|---------------------|---------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--------------|----------|-------------------------------|---------------------|--------|----------------------|----------|---------------------|---------------|------------------------------|
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額<br>- 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額<br>- 円                                                                                  |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 2. 分配金の計算過程<br>2018年6月16日から2018年12月17日まで<br>計算期末における分配対象金額25,839,283,943円<br>(10,000口当たり13,550円)のうち、438,575,794円<br>(10,000口当たり230円)を分配金額としております。                                                                                                                                                                                                                  | 2. 分配金の計算過程<br>2018年12月18日から2019年6月17日まで<br>計算期末における分配対象金額30,438,329,268円<br>(10,000口当たり15,434円)のうち、453,583,626円<br>(10,000口当たり230円)を分配金額としております。 |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| <table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A<br/>- 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の<br/>有価証券売買等損益額</td><td>B<br/>- 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C<br/>19,675,075,073円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D<br/>6,164,208,870円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D<br/>25,839,283,943円</td></tr> </table> | 項目                                                                                                                                                |  | 費用控除後の配当等収益額 | A<br>- 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額 | B<br>- 円 | 収益調整金額 | C<br>19,675,075,073円 | 分配準備積立金額 | D<br>6,164,208,870円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D<br>25,839,283,943円 | <table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A<br/>- 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の<br/>有価証券売買等損益額</td><td>B<br/>1,936,133,749円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C<br/>23,722,157,697円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D<br/>4,780,037,822円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D<br/>30,438,329,268円</td></tr> </table> | 項目 |  | 費用控除後の配当等収益額 | A<br>- 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額 | B<br>1,936,133,749円 | 収益調整金額 | C<br>23,722,157,697円 | 分配準備積立金額 | D<br>4,780,037,822円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D<br>30,438,329,268円 |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                   |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | A<br>- 円                                                                                                                                          |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | B<br>- 円                                                                                                                                          |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | C<br>19,675,075,073円                                                                                                                              |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | D<br>6,164,208,870円                                                                                                                               |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 当ファンドの分配対象収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | E=A+B+C+D<br>25,839,283,943円                                                                                                                      |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                   |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | A<br>- 円                                                                                                                                          |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の<br>有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | B<br>1,936,133,749円                                                                                                                               |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | C<br>23,722,157,697円                                                                                                                              |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | D<br>4,780,037,822円                                                                                                                               |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |
| 当ファンドの分配対象収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | E=A+B+C+D<br>30,438,329,268円                                                                                                                      |  |              |          |                               |          |        |                      |          |                     |               |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |  |              |          |                               |                     |        |                      |          |                     |               |                              |

|                    |                                       |                    |                                       |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 当ファンドの期末残存口数       | F<br>19,068,512,824口                  | 当ファンドの期末残存口数       | F<br>19,721,027,242口                  |
| 10,000口当たりの収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$<br>13,550円      | 10,000口当たりの収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$<br>15,434円      |
| 10,000口当たりの分配額     | H<br>230円                             | 10,000口当たりの分配額     | H<br>230円                             |
| 収益分配金金額            | $I=F \times H/10,000$<br>438,575,794円 | 収益分配金金額            | $I=F \times H/10,000$<br>453,583,626円 |

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

| 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日)                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（１）金融商品に対する取組方針<br/>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br/>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br/>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>（３）金融商品に係るリスク管理体制<br/>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。<br/>クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。<br/>リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明<br/>金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> | <p>（１）金融商品に対する取組方針<br/>同左</p> <p>（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br/>同左</p> <p>（３）金融商品に係るリスク管理体制<br/>同左</p> <p>（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明<br/>同左</p> |

## ２．金融商品の時価等に関する事項

| 第25期<br>(2018年12月17日現在)                                                                | 第26期<br>(2019年 6月17日現在)        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| (１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ<br>ん。   | (１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>同左    |
| (２) 時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載し<br>ております。                       | (２) 時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>同左 |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価<br>と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま<br>す。 | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>同左      |

### （関連当事者との取引に関する注記）

| 第25期<br>(自 2018年 6月16日<br>至 2018年12月17日)                                    | 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日) |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一<br>般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていない<br>ため、該当事項はありません。 | 同左                                       |

### （重要な後発事象に関する注記）

| 第26期<br>(自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日) |
|------------------------------------------|
| 該当事項はありません。                              |

### （その他の注記）

#### １．元本の移動

| 第25期<br>(2018年12月17日現在)  | 第26期<br>(2019年 6月17日現在)  |
|--------------------------|--------------------------|
| 期首元本額 12,531,240,225円    | 期首元本額 19,068,512,824円    |
| 期中追加設定元本額 7,944,261,364円 | 期中追加設定元本額 4,041,942,075円 |
| 期中一部解約元本額 1,406,988,765円 | 期中一部解約元本額 3,389,427,657円 |

#### ２．売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類        | 第25期<br>(2018年12月17日現在) | 第26期<br>(2019年 6月17日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
|           | 当計算期間の損益に含まれた評価差額       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額       |
| 親投資信託受益証券 | 1,673,851,257           | 4,318,801,511           |
| 合計        | 1,673,851,257           | 4,318,801,511           |

#### ３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 第１．有価証券明細表

（１）株式（2019年 6月17日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2019年 6月17日現在）

| 種類            | 通貨  | 銘柄                                  | 口数             | 評価額                      | 備考 |
|---------------|-----|-------------------------------------|----------------|--------------------------|----|
| 親投資信託受益<br>証券 | 日本円 | アライアンス・バーンスタイン・米<br>国大型グロース株マザーファンド | 14,456,660,790 | 49,673,086,474           |    |
|               | 小計  | 銘柄数：1<br>組入時価比率：99.9%               | 14,456,660,790 | 49,673,086,474<br>100.0% |    |
|               | 合計  |                                     |                | 49,673,086,474           |    |

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

# 1. 「アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 貸借対照表

（単位：円）

| 対象年月日           | (2019年 6月17日現在) |
|-----------------|-----------------|
| <b>資産の部</b>     |                 |
| 流動資産            |                 |
| 預金              | 47,024,673,889  |
| コール・ローン         | 5,392,929,854   |
| 株式              | 438,093,410,772 |
| 未収入金            | 2,321,203,587   |
| 未収配当金           | 256,281,950     |
| 流動資産合計          | 493,088,500,052 |
| 資産合計            | 493,088,500,052 |
| <b>負債の部</b>     |                 |
| 流動負債            |                 |
| 派生商品評価勘定        | 13,918,999      |
| 未払金             | 438,670,111     |
| 未払解約金           | 7,258,950,000   |
| 未払利息            | 15,646          |
| 流動負債合計          | 7,711,554,756   |
| 負債合計            | 7,711,554,756   |
| <b>純資産の部</b>    |                 |
| 元本等             |                 |
| 元本              | 141,262,466,923 |
| 剰余金             |                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 344,114,478,373 |
| 元本等合計           | 485,376,945,296 |
| 純資産合計           | 485,376,945,296 |
| 負債純資産合計         | 493,088,500,052 |

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目                     | (自 2018年12月18日<br>至 2019年 6月17日)                                                                                                                                            |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法     | <p>(1) 株式<br/>原則として時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引<br/>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>                                                                                                      |
| 3. 収益及び費用の計上基準         | <p>(1) 受取配当金<br/>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>                                                                                                         |

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
|  | ( 2 ) 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
|  | ( 3 ) 為替差損益<br>約定日基準で計上しております。     |

## （その他の注記）

| (2019年 6月17日現在)                          |                  |
|------------------------------------------|------------------|
| 1. 元本の移動                                 |                  |
| 期首                                       | 2018年12月18日      |
| 期首元本額                                    | 144,317,381,578円 |
| 2018年12月18日より2019年6月17日までの期中追加設定元本額      | 15,365,625,108円  |
| 2018年12月18日より2019年6月17日までの期中一部解約元本額      | 18,420,539,763円  |
| 期末元本額                                    | 141,262,466,923円 |
| 期末元本額の内訳*                                |                  |
| アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）      | 6,390,530,709円   |
| アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）      | 14,456,660,790円  |
| アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり） | 38,221,664,403円  |
| 予想分配金提示型                                 |                  |
| アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし） | 82,193,611,021円  |
| 予想分配金提示型                                 |                  |
| 2. 2019年6月17日における1単位当たりの純資産の額            |                  |
| 1口当たり純資産額                                | 3.4360円          |
| (10,000口当たり純資産額)                         | (34,360円)        |

（注1）\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

## （1）株式（2019年 6月17日現在）

| 通貨  | 銘柄                           | 株式数       | 評価額      |                | 備考 |
|-----|------------------------------|-----------|----------|----------------|----|
|     |                              |           | 単価       | 金額             |    |
| 米ドル | SHERWIN-WILLIAMS CO/THE      | 243,068   | 473.65   | 115,129,158.20 |    |
|     | ALLEGION PLC                 | 712,428   | 106.02   | 75,531,616.56  |    |
|     | AMETEK INC                   | 349,960   | 84.99    | 29,743,100.40  |    |
|     | FASTENAL CO                  | 472,390   | 31.65    | 14,951,143.50  |    |
|     | IDEX CORP                    | 142,230   | 159.68   | 22,711,286.40  |    |
|     | ROPER TECHNOLOGIES INC       | 143,047   | 364.62   | 52,157,797.14  |    |
|     | SMITH (A.O.) CORP            | 717,731   | 45.53    | 32,678,292.43  |    |
|     | COPART INC                   | 936,546   | 73.81    | 69,126,460.26  |    |
|     | NIKE INC -CL B               | 1,278,215 | 83.44    | 106,654,259.60 |    |
|     | ALPHABET INC-CL C            | 282,888   | 1,085.35 | 307,032,490.80 |    |
|     | ELECTRONIC ARTS INC          | 899,362   | 92.73    | 83,397,838.26  |    |
|     | FACEBOOK INC-A               | 1,260,031 | 181.33   | 228,481,421.23 |    |
|     | BOOKING HOLDINGS INC         | 82,452    | 1,775.50 | 146,393,526.00 |    |
|     | BURLINGTON STORES INC        | 403,150   | 168.69   | 68,007,373.50  |    |
|     | HOME DEPOT INC               | 775,482   | 205.77   | 159,570,931.14 |    |
|     | TJX COMPANIES INC            | 1,367,334 | 53.34    | 72,933,595.56  |    |
|     | ULTA BEAUTY INC              | 243,270   | 354.62   | 86,268,407.40  |    |
|     | COSTCO WHOLESALE CORPORATION | 503,945   | 260.15   | 131,101,291.75 |    |
|     | CONSTELLATION BRANDS INC-A   | 161,650   | 187.63   | 30,330,389.50  |    |
|     | MONSTER BEVERAGE CORP        | 2,657,519 | 61.33    | 162,985,640.27 |    |
|     | EDWARDS LIFESCIENCES CORP    | 603,060   | 183.93   | 110,920,825.80 |    |
|     | INTUITIVE SURGICAL INC       | 241,619   | 496.54   | 119,973,498.26 |    |
|     | STRYKER CORP                 | 375,707   | 195.47   | 73,439,447.29  |    |
|     | UNITEDHEALTH GROUP INC       | 940,005   | 245.37   | 230,649,026.85 |    |

|     |                                   |           |        |                   |  |
|-----|-----------------------------------|-----------|--------|-------------------|--|
|     | VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A         | 64,591    | 164.63 | 10,633,616.33     |  |
|     | BIOGEN INC                        | 166,371   | 227.67 | 37,877,685.57     |  |
|     | ILLUMINA INC                      | 80,885    | 344.00 | 27,824,440.00     |  |
|     | METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL INC. | 37,525    | 791.06 | 29,684,526.50     |  |
|     | REGENERON PHARMACEUTICALS         | 248,308   | 305.24 | 75,793,533.92     |  |
|     | VERTEX PHARMACEUTICALS INC        | 692,030   | 170.22 | 117,797,346.60    |  |
|     | ZOETIS INC                        | 1,579,996 | 110.79 | 175,047,756.84    |  |
|     | MARKETAXESS HOLDINGS INC          | 50,874    | 320.05 | 16,282,223.70     |  |
|     | S&P GLOBAL INC                    | 76,905    | 224.90 | 17,295,934.50     |  |
|     | ADOBE INC                         | 208,072   | 274.28 | 57,069,988.16     |  |
|     | ANSYS INC                         | 10,969    | 197.13 | 2,162,318.97      |  |
|     | MICROSOFT CORP                    | 2,088,190 | 132.45 | 276,580,765.50    |  |
|     | PAYCOM SOFTWARE INC               | 76,875    | 214.34 | 16,477,387.50     |  |
|     | PAYPAL HOLDINGS INC               | 1,038,651 | 116.17 | 120,660,086.67    |  |
|     | VISA INC-CLASS A SHARES           | 1,350,859 | 169.66 | 229,186,737.94    |  |
|     | AMPHENOL CORP-CL A                | 237,865   | 94.30  | 22,430,669.50     |  |
|     | APPLE INC                         | 337,867   | 192.74 | 65,120,485.58     |  |
|     | ARISTA NETWORKS INC               | 320,888   | 236.08 | 75,755,239.04     |  |
|     | COGNEX CORP                       | 335,854   | 43.69  | 14,673,461.26     |  |
|     | IPG PHOTONICS CORP                | 119,056   | 131.94 | 15,708,248.64     |  |
|     | ASML HOLDING NV-NY REG SHS        | 82,200    | 192.02 | 15,784,044.00     |  |
|     | TEXAS INSTRUMENTS INC             | 142,510   | 107.31 | 15,292,748.10     |  |
|     | XILINX INC                        | 630,561   | 105.42 | 66,473,740.62     |  |
| 小計  | 銘柄数：47                            |           |        | 4,031,781,803.54  |  |
|     | 組入時価比率：90.3%                      |           |        | (438,093,410,772) |  |
|     |                                   |           |        | 100.0%            |  |
| 合 計 |                                   |           |        | 438,093,410,772   |  |
|     |                                   |           |        | (438,093,410,772) |  |

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券 (2019年 6月17日現在)

該当事項はありません。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2019年 6月17日現在)

(単位：円)

| 区分        | 種類     | 契約額等          | うち1年超 | 時価            | 評価損益       |
|-----------|--------|---------------|-------|---------------|------------|
|           |        |               |       |               |            |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 |               |       |               |            |
|           | 売建     | 5,529,700,200 | -     | 5,543,619,199 | 13,918,999 |
|           | 米ドル    | 5,529,700,200 | -     | 5,543,619,199 | 13,918,999 |
| 合計        |        | 5,529,700,200 | -     | 5,543,619,199 | 13,918,999 |

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）

2019年 6月28日現在

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 資産総額           | 22,862,684,665 円 |
| 負債総額           | 76,677,850 円     |
| 純資産総額（ - ）     | 22,786,006,815 円 |
| 発行済口数          | 10,001,033,141 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 2.2784 円         |

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）

2019年 6月28日現在

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 資産総額           | 51,629,537,087 円 |
| 負債総額           | 172,643,860 円    |
| 純資産総額（ - ）     | 51,456,893,227 円 |
| 発行済口数          | 20,223,268,986 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 2.5444 円         |

（参考）アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

2019年 6月28日現在

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 資産総額           | 501,133,591,055 円 |
| 負債総額           | 3,213,140,513 円   |
| 純資産総額（ - ）     | 497,920,450,542 円 |
| 発行済口数          | 143,466,436,131 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 3.4706 円          |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2019年6月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

<最近5年間における資本金の額の増減>

2018年9月 資本金の額130百万円から1,630百万円に増資

##### (2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

##### a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

##### b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

##### c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年6月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| ファンドの種類    | 本数  | 純資産総額        |
|------------|-----|--------------|
| 追加型株式投資信託  | 70本 | 2,309,610百万円 |
| 追加型公社債投資信託 | -   | -            |
| 単位型株式投資信託  | 13本 | 81,438百万円    |
| 単位型公社債投資信託 | -   | -            |
| 合計         | 83本 | 2,391,048百万円 |

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けており、第23期事業年度（自2018年4月1日 至2018年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

第22期事業年度より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

## (1)【貸借対照表】

| 期 別<br>科 目  | 注記<br>番号 | 第22期<br>( 2018年3月31日現在 ) | 第23期<br>( 2018年12月31日現在 ) |
|-------------|----------|--------------------------|---------------------------|
|             |          | 金 額                      | 金 額                       |
| ( 資産の部 )    |          | 千円                       | 千円                        |
| 流 動 資 産     |          |                          |                           |
| 預金          |          | 5,176,015                | 2,114,958                 |
| 有価証券        |          | -                        | 1,986,627                 |
| 前払費用        |          | 67,900                   | 55,561                    |
| 未収入金        | *1       | 44,781                   | 16,768                    |
| 未収委託者報酬     |          | 735,705                  | 789,456                   |
| 未収運用受託報酬    |          | 409,588                  | 558,585                   |
| 差入保証金       |          | 176,727                  | -                         |
| その他         |          | 1,148                    | 826                       |
| 流 動 資 産 合 計 |          | 6,611,864                | 5,522,781                 |
| 固 定 資 産     |          |                          |                           |
| 有形固定資産      |          |                          |                           |
| 建設仮勘定       |          | 10,967                   | -                         |
| 建物          | *2       | 52,576                   | 973,768                   |
| 器具備品        | *2       | 72,200                   | 335,316                   |
| 有形固定資産合計    |          | 135,743                  | 1,309,084                 |
| 無形固定資産      |          |                          |                           |
| 電話加入権       |          | 2,204                    | 2,204                     |
| 無形固定資産合計    |          | 2,204                    | 2,204                     |
| 投資その他の資産    |          |                          |                           |
| 投資有価証券      |          | -                        | 26,930                    |
| 長期差入保証金     |          | 135,329                  | 255,800                   |
| 長期前払費用      |          | 34,281                   | 26,626                    |
| 繰延税金資産      |          | 506,010                  | 468,395                   |
| 投資その他の資産合計  |          | 675,620                  | 777,751                   |
| 固 定 資 産 合 計 |          | 813,567                  | 2,089,039                 |
| 資 産 合 計     |          | 7,425,431                | 7,611,820                 |
| ( 負債の部 )    |          |                          |                           |
| 流 動 負 債     |          |                          |                           |
| 預り金         |          | 27,525                   | 34,059                    |
| 未払金         |          |                          |                           |
| 未払手数料       |          | 203,793                  | 245,481                   |
| 未払委託計算費     |          | 7,591                    | 9,159                     |
| その他未払金      | *1       | 140,753                  | 277,420                   |
| 未払費用        |          | 112,137                  | 245,242                   |
| 未払賞与        |          | -                        | 568,818                   |
| 未払法人税等      |          | 19,721                   | 207,469                   |
| 賞与引当金       |          | 150,751                  | -                         |
| 前受収益        |          | -                        | 43,333                    |
| 流 動 負 債 合 計 |          | 662,271                  | 1,630,981                 |
| 固 定 負 債     |          |                          |                           |
| 退職給付引当金     |          | 369,114                  | 370,339                   |
| 関係会社長期借入金   |          | -                        | 1,974,870                 |
| 固 定 負 債 合 計 |          | 369,114                  | 2,345,209                 |
| 負 債 合 計     |          | 1,031,385                | 3,976,190                 |
| ( 純資産の部 )   |          |                          |                           |
| 株 主 資 本     |          |                          |                           |
| 資本金         |          | 130,000                  | 1,630,000                 |
| 資本剰余金       |          |                          |                           |
| 資本準備金       |          | -                        | 1,500,000                 |

|              |  |           |           |
|--------------|--|-----------|-----------|
| 利益剰余金        |  |           |           |
| 利益準備金        |  | 32,500    | -         |
| その他利益剰余金     |  |           |           |
| 繰越利益剰余金      |  | 6,231,546 | 530,028   |
| 利益剰余金合計      |  | 6,264,046 | 530,028   |
| 株主資本合計       |  | 6,394,046 | 3,660,028 |
| 評価・換算差額等     |  |           |           |
| その他有価証券評価差額金 |  | -         | 24,398    |
| 評価・換算差額等合計   |  | -         | 24,398    |
| 純資産合計        |  | 6,394,046 | 3,635,630 |
| 負債・純資産合計     |  | 7,425,431 | 7,611,820 |
|              |  |           |           |

## (2)【損益計算書】

| 科 目       | 期 別 | 注記<br>番号 | 第22期<br>(自2017年4月 1日<br>至2018年3月31日) | 第23期<br>(自2018年 4月 1日<br>至2018年12月31日) |
|-----------|-----|----------|--------------------------------------|----------------------------------------|
|           |     |          | 金 額                                  | 金 額                                    |
|           |     |          | 千円                                   | 千円                                     |
| 営業収益      |     |          |                                      |                                        |
| 委託者報酬     |     |          | 5,027,687                            | 6,043,077                              |
| 運用受託報酬    |     |          | 1,396,116                            | 970,299                                |
| 販売代行報酬    |     |          | 37,481                               | 29,966                                 |
| その他営業収益   |     |          | 417,495                              | 315,181                                |
| 営業収益計     |     | *1       | 6,878,779                            | 6,728,161                              |
| 営業経費      |     |          |                                      |                                        |
| 支払手数料     |     |          | 1,875,708                            | 2,489,682                              |
| 広告宣伝費     |     |          | 24,397                               | 42,989                                 |
| 調査費       |     |          |                                      |                                        |
| 調査費       |     |          | 79,113                               | 47,127                                 |
| 図書費       |     |          | 1,481                                | 984                                    |
| 委託計算費     |     |          | 385,676                              | 303,898                                |
| 営業雑経費     |     |          |                                      |                                        |
| 通信費       |     |          | 35,721                               | 31,096                                 |
| 印刷費       |     |          | 24,073                               | 22,331                                 |
| 協会費       |     |          | 15,538                               | 11,540                                 |
| 諸会費       |     |          | 2,412                                | 1,172                                  |
| 営業経費計     |     |          | 2,444,119                            | 2,950,819                              |
| 一般管理費     |     |          |                                      |                                        |
| 給料        |     |          |                                      |                                        |
| 役員報酬      |     |          | 103,602                              | 155,979                                |
| 給料・手当     |     |          | 1,169,926                            | 976,874                                |
| 賞与        |     |          | 342,349                              | 377,273                                |
| 交際費       |     |          | 11,784                               | 10,393                                 |
| 旅費交通費     |     |          | 86,689                               | 68,132                                 |
| 租税公課      |     |          | 42,949                               | 60,232                                 |
| 不動産賃借料    |     |          | 465,881                              | 394,435                                |
| 退職給付費用    |     |          | 78,920                               | 56,275                                 |
| 固定資産減価償却費 |     |          | 162,695                              | 131,709                                |
| 賞与引当金繰入   |     |          | 150,751                              | -                                      |
| 関係会社付替費用  |     |          | 447,769                              | 359,124                                |
| 諸経費       |     |          | 506,590                              | 430,121                                |
| 一般管理費計    |     |          | 3,569,905                            | 3,020,547                              |
| 営業利益      |     |          | 864,755                              | 756,795                                |
| 営業外収益     |     |          |                                      |                                        |
| 受取利息      |     |          | 1,666                                | 13,687                                 |
| 原稿料       |     |          | 1,503                                | -                                      |

|              |    |         |         |
|--------------|----|---------|---------|
| 為替差益         |    | -       | 21,723  |
| その他営業外収益     |    | 1,011   | 1,966   |
| 営業外収益計       |    | 4,180   | 37,376  |
| 営業外費用        |    |         |         |
| 為替差損         |    | 813     | -       |
| 支払利息         |    | -       | 22,549  |
| 営業外費用計       |    | 813     | 22,549  |
| 経常利益         |    | 868,122 | 771,622 |
| 特別利益         |    |         |         |
| 資産除去債務履行差額   |    | -       | 92,990  |
| 特別利益計        |    | -       | 92,990  |
| 特別損失         |    |         |         |
| 固定資産除却損      | *2 | 36,574  | -       |
| 特別損失計        |    | 36,574  | -       |
| 税引前当期純利益     |    | 831,548 | 864,612 |
| 法人税、住民税及び事業税 |    | 167,155 | 296,971 |
| 法人税等調整額      |    | 64,478  | 37,614  |
| 法人税等計        |    | 231,633 | 334,585 |
| 当期純利益        |    | 599,915 | 530,027 |

## (3)【株主資本等変動計算書】

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |        |           |           |           | 純資産合計     |
|---------------------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                     | 資本金     | 利益剰余金  |           |           | 株主資本合計    |           |
|                     |         | 利益準備金  | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計   |           |           |
|                     |         |        | 繰越利益剰余金   |           |           |           |
| 当期首残高               | 130,000 | 32,500 | 6,298,375 | 6,330,875 | 6,460,875 | 6,460,875 |
| 当期変動額               |         |        |           |           |           |           |
| 剰余金の配当              | -       | -      | △ 666,744 | △ 666,744 | △ 666,744 | △ 666,744 |
| 当期純利益               | -       | -      | 599,915   | 599,915   | 599,915   | 599,915   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -       | -      | -         | -         | -         | -         |
| 当期変動額合計             | -       | -      | △ 66,829  | △ 66,829  | △ 66,829  | △ 66,829  |
| 当期末残高               | 130,000 | 32,500 | 6,231,546 | 6,264,046 | 6,394,046 | 6,394,046 |

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

|                             | 株主資本      |           |          |             |             |             | 評価・換算<br>差額等         | 純資産合計       |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|-------------|-------------|-------------|----------------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金    |             |             | 株主資本合計      | その他有価<br>証券評価差<br>額金 |             |
|                             |           | 資本準備金     | 利益準備金    | その他利益剰余金    | 利益剰余金合計     |             |                      |             |
|                             |           |           |          | 繰越利益剰余金     |             |             |                      |             |
| 当期首残高                       | 130,000   | -         | 32,500   | 6,231,545   | 6,264,045   | 6,394,045   | -                    | 6,394,045   |
| 当期変動額                       |           |           |          |             |             |             |                      |             |
| 新株の発行                       | 1,500,000 | 1,500,000 | -        | -           | -           | 3,000,000   | -                    | 3,000,000   |
| 剰余金の配当                      | -         | -         | △ 32,500 | △ 6,231,545 | △ 6,264,045 | △ 6,264,045 | -                    | △ 6,264,045 |
| 当期純利益                       | -         | -         | -        | 530,027     | 530,027     | 530,027     | -                    | 530,027     |
| 株主資本以外<br>の項目の当期変<br>動額（組額） | -         | -         | -        | -           | -           | -           | △ 24,398             | △ 24,398    |
| 当期変動額合計                     | 1,500,000 | 1,500,000 | △ 32,500 | △ 5,701,518 | △ 5,734,018 | △ 2,734,018 | △ 24,398             | △ 2,758,416 |
| 当期末残高                       | 1,630,000 | 1,500,000 | -        | 530,028     | 530,028     | 3,660,028   | △ 24,398             | 3,635,630   |

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2 ～ 10年

器具備品 3 ～ 10年

#### (2)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1)賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

#### (2)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### (2)外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (3)決算期の変更

当社は2018年6月28日開催の臨時株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期末を3月31日から12月31日に変更しました。

したがって、当事業年度は2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月となっております。

### 5. 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第23期事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分で表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」151,461千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」506,010千円に含めて表示しております。また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

**未適用の会計基準等**

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

**1. 概要**

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

**2. 適用予定日**

2022年12月期の期首より適用予定であります。

**3. 当該会計基準等の適用による影響**

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

**注記事項****（貸借対照表関係）**

| 第22期<br>(2018年3月31日 現在)                          | 第23期<br>(2018年12月31日 現在)                         |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| *1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 | *1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 |
| 未収入金 12,162千円                                    | 未払金 155,459千円                                    |
| *2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。                   | *2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。                   |
| 建物 660,696千円                                     | 建物 119,938千円                                     |
| 器具備品 353,720千円                                   | 器具備品 73,433千円                                    |

**（損益計算書関係）**

| 第22期<br>(自2017年4月1日<br>至2018年3月31日)  | 第23期<br>(自2018年4月1日<br>至2018年12月31日)                                            |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 | *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。 |
| その他営業収益 411,992千円                    | その他営業収益 317,804千円                                                               |
| *2 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。          | -                                                                               |
| 建物 36,574千円                          |                                                                                 |

**（株主資本等変動計算書関係）**

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

**1. 発行済株式に関する事項**

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 2,600             | -                 | -                 | 2,600            |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額

2017年8月21日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| 配当金の総額    | 666,744千円  |
| 1株当たりの配当額 | 256,440円   |
| 基準日       | 2017年3月31日 |
| 効力発生日     | 2017年8月30日 |

## 第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 2,600             | 30,000            | -                 | 32,600           |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加30,000株は、第三者割当による関係会社に対する新株の発行による増加であります。

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額

2018年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| 配当金の総額    | 599,914千円  |
| 1株当たりの配当額 | 230,736円   |
| 基準日       | 2018年3月31日 |
| 効力発生日     | 2018年6月29日 |

## 配当金支払額

2018年9月20日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 配当金の総額    | 5,664,131千円 |
| 1株当たりの配当額 | 2,178,512円  |
| 基準日       | 2018年3月31日  |
| 効力発生日     | 2018年9月20日  |

## （リース取引関係）

| 第22期<br>(自2017年4月 1日<br>至2018年3月31日)                      |             | 第23期<br>(自2018年4月 1日<br>至2018年12月31日)                     |             |
|-----------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------|-------------|
| オペレーティング・リース取引（借主側）<br>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 |             | オペレーティング・リース取引（借主側）<br>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 |             |
| 1 年内                                                      | 275,016千円   | 1 年内                                                      | 188,930千円   |
| 1 年超                                                      | 1,061,140千円 | 1 年超                                                      | 881,659千円   |
| 合計                                                        | 1,336,156千円 | 合計                                                        | 1,070,589千円 |

## （資産除去債務関係）

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （資産除去債務関係）

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （金融商品関係）

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。

## （2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

## （3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第22期（2018年3月31日現在）

（単位：千円）

|          | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|----------|-----------|-----------|----|
| 預金       | 5,176,015 | 5,176,015 | -  |
| 未収入金     | 44,781    | 44,781    | -  |
| 未収委託者報酬  | 735,705   | 735,705   | -  |
| 未収運用受託報酬 | 409,588   | 409,588   | -  |
| 資産計      | 6,366,089 | 6,366,089 | -  |
| 未払手数料    | 203,793   | 203,793   | -  |
| 未払法人税等   | 19,721    | 19,721    | -  |
| 負債計      | 223,514   | 223,514   | -  |

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

|          | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 預金       | 5,176,015 | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収入金     | 44,781    | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収委託者報酬  | 735,705   | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収運用受託報酬 | 409,588   | -           | -           | -           | -           | -   |
| 合計       | 6,366,089 | -           | -           | -           | -           | -   |

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第23期（2018年12月31日現在）

（単位：千円）

|           | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額     |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 預金        | 2,114,958 | 2,114,958 | -      |
| 有価証券      | 1,986,627 | 1,986,627 | -      |
| 未収入金      | 16,768    | 16,768    | -      |
| 未収委託者報酬   | 789,456   | 789,456   | -      |
| 未収運用受託報酬  | 558,585   | 558,585   | -      |
| 投資有価証券    | 26,930    | 26,930    | -      |
| 資産計       | 5,493,324 | 5,493,324 | -      |
| 未払金       | 245,481   | 245,481   | -      |
| 未払賞与      | 568,818   | 568,818   | -      |
| 未払法人税等    | 207,469   | 207,469   | -      |
| 関係会社長期借入金 | 1,974,870 | 2,046,032 | 71,162 |
| 負債計       | 2,996,638 | 3,067,800 | 71,162 |

（注１）金融商品時価の算定方法に関する事項

（１） 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（２） 有価証券

有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３） 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

（４） 関係会社長期借入金

長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

|          | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 預金       | 2,114,958 | -           | -           | -           | -           | -   |
| 有価証券     | 1,986,627 | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収入金     | 16,768    | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収委託者報酬  | 789,456   | -           | -           | -           | -           | -   |
| 未収運用受託報酬 | 558,585   | -           | -           | -           | -           | -   |
| 投資有価証券   | 26,930    | -           | -           | -           | -           | -   |
| 合計       | 5,493,323 | -           | -           | -           | -           | -   |

（注３）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

|           | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超       |
|-----------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 関係会社長期借入金 | -    | -           | -           | -           | 493,718     | 1,481,152 |
| 合計        | -    | -           | -           | -           | 493,718     | 1,481,152 |

## （有価証券関係）

第22期（2018年3月31日現在）

## 1. その他有価証券

該当事項はありません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第23期（2018年12月31日現在）

## 1. その他有価証券

（単位：千円）

|                      | 種類      | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|----------------------|---------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | (1)株式   | -        | -      | -     |
|                      | (2)債券   | -        | -      | -     |
|                      | 国債・地方債等 | -        | -      | -     |
|                      | 社債      | -        | -      | -     |
|                      | その他     | -        | -      | -     |
|                      | (3)その他  | -        | -      | -     |
|                      | 小計      | -        | -      | -     |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式   | -        | -      | -     |
|                      | (2)債券   | -        | -      | -     |
|                      | 国債・地方債等 | -        | -      | -     |
|                      | 社債      | -        | -      | -     |
|                      | その他     | -        | -      | -     |
|                      | (3)その他  | 26,930   | 30,000 | 3,070 |
|                      | 小計      | -        | -      | -     |
| 合計                   |         | 26,930   | 30,000 | 3,070 |

（注）有価証券のうち1,986,627千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

| 第22期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日）                                                                                                                                                                                                                                | 第23期<br>（自 2018年 4月 1日<br>至 2018年12月31日）                                                                                        |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|-----------|----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------|--------|-----------|----------|-----------|---------------|------------|
| <b>1.採用している退職金制度の概要</b><br>当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。                                                                                                                                       | <b>1.採用している退職金制度の概要</b><br>当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| <b>2.確定給付制度</b><br><b>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</b> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>366,544 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>54,397 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>51,827 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>369,114 千円</td></tr> </table> | 期首における退職給付引当金                                                                                                                   | 366,544 千円 | 退職給付費用 | 54,397 千円 | 退職給付の支払額 | 51,827 千円 | 期末における退職給付引当金                                                                                                                                                                    | 369,114 千円   | <b>2.確定給付制度</b><br><b>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</b> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>369,114 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>37,725 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>36,500 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>370,339 千円</td></tr> </table> | 期首における退職給付引当金 | 369,114 千円 | 退職給付費用 | 37,725 千円 | 退職給付の支払額 | 36,500 千円 | 期末における退職給付引当金 | 370,339 千円 |
| 期首における退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                         | 366,544 千円                                                                                                                      |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 退職給付費用                                                                                                                                                                                                                                                                | 54,397 千円                                                                                                                       |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 退職給付の支払額                                                                                                                                                                                                                                                              | 51,827 千円                                                                                                                       |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 期末における退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                         | 369,114 千円                                                                                                                      |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 期首における退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                         | 369,114 千円                                                                                                                      |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 退職給付費用                                                                                                                                                                                                                                                                | 37,725 千円                                                                                                                       |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 退職給付の支払額                                                                                                                                                                                                                                                              | 36,500 千円                                                                                                                       |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 期末における退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                         | 370,339 千円                                                                                                                      |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| <b>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</b> <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td></td><td>-</td></tr> </table>                                                                                      | 積立型制度の退職給付債務                                                                                                                    | -          | 年金資産   | -         |          | -         | <b>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</b> <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr> <td></td><td>-</td></tr> </table> | 積立型制度の退職給付債務 | -                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年金資産          | -          |        | -         |          |           |               |            |
| 積立型制度の退職給付債務                                                                                                                                                                                                                                                          | -                                                                                                                               |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 年金資産                                                                                                                                                                                                                                                                  | -                                                                                                                               |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                       | -                                                                                                                               |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 積立型制度の退職給付債務                                                                                                                                                                                                                                                          | -                                                                                                                               |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
| 年金資産                                                                                                                                                                                                                                                                  | -                                                                                                                               |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                       | -                                                                                                                               |            |        |           |          |           |                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |            |        |           |          |           |               |            |

|                                  |            |                                  |            |
|----------------------------------|------------|----------------------------------|------------|
| 非積立型制度の退職給付債務                    | 369,114 千円 | 非積立型制度の退職給付債務                    | 370,339 千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額              | 369,114 千円 | 貸借対照表に計上された負債と資産の純額              | 370,339 千円 |
| 退職給付引当金                          | 369,114 千円 | 退職給付引当金                          | 370,339 千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額              | 369,114 千円 | 貸借対照表に計上された負債と資産の純額              | 370,339 千円 |
| (3)退職給付に関連する損益                   |            | (3)退職給付に関連する損益                   |            |
| 簡便法で計算した退職給付費用                   | 54,397 千円  | 簡便法で計算した退職給付費用                   | 37,725 千円  |
| 3. 確定拠出制度                        |            | 3. 確定拠出制度                        |            |
| 当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,523千円でありました。 |            | 当社の確定拠出制度への要拠出額は、18,550千円でありました。 |            |

## ( 税効果会計関係 )

| 第22期<br>( 2018年3月31日現在 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第23期<br>( 2018年12月31日現在 ) |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------|--------|--|-------------------------|-------|-----------|--------|--------------|---------|-------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|---------|------------------|-------------------------|-----|-----------|----------|--------|----------|-------------------|--------|-------|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|------|--|---------|-------|--------|--------|--------------|--------|----------------|---------|-----|-------|---------|--------|------------------|---------|----------|--------|---------------|--------|-----|---|----------|---------|--------------------|--------|---------|---------|
| <b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b><br><table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>  未払事業税否認</td><td>3,284</td></tr> <tr> <td>  未払費用否認</td><td>27,398</td></tr> <tr> <td>  親会社持分報酬制度負担額</td><td>123,700</td></tr> <tr> <td>  賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>39,712</td></tr> <tr> <td>  貯蔵品</td><td>1,498</td></tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td><td>142,951</td></tr> <tr> <td>  退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>111,056</td></tr> <tr> <td>  その他</td><td>123</td></tr> <tr> <td>  原状回復費用否認</td><td>63,943</td></tr> <tr> <td>    繰延税金資産小計</td><td>513,665</td></tr> <tr> <td>  評価性引当額</td><td>7,655</td></tr> <tr> <td>    繰延税金資産計</td><td>506,010</td></tr> </table> | 繰延税金資産                    | 千円     | 固定資産   |  | 未払事業税否認                 | 3,284 | 未払費用否認    | 27,398 | 親会社持分報酬制度負担額 | 123,700 | 賞与引当金損金算入限度超過額    | 39,712 | 貯蔵品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1,498  | 減価償却超過額 | 142,951 | 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 111,056                 | その他 | 123       | 原状回復費用否認 | 63,943 | 繰延税金資産小計 | 513,665           | 評価性引当額 | 7,655 | 繰延税金資産計 | 506,010 | <b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b><br><table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>  未払事業税否認</td><td>7,419</td></tr> <tr> <td>  未払費用否認</td><td>74,829</td></tr> <tr> <td>  親会社持分報酬制度負担額</td><td>76,729</td></tr> <tr> <td>  賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>158,627</td></tr> <tr> <td>  貯蔵品</td><td>1,000</td></tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td><td>25,093</td></tr> <tr> <td>  退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>111,431</td></tr> <tr> <td>  原状回復費用否認</td><td>11,282</td></tr> <tr> <td>  長期繰延資産（移転支援金）</td><td>13,269</td></tr> <tr> <td>  その他</td><td>1</td></tr> <tr> <td>    繰延税金資産小計</td><td>479,678</td></tr> <tr> <td>  将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>11,283</td></tr> <tr> <td>    繰延税金資産計</td><td>468,395</td></tr> </table> | 繰延税金資産 | 千円 | 固定資産 |  | 未払事業税否認 | 7,419 | 未払費用否認 | 74,829 | 親会社持分報酬制度負担額 | 76,729 | 賞与引当金損金算入限度超過額 | 158,627 | 貯蔵品 | 1,000 | 減価償却超過額 | 25,093 | 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 111,431 | 原状回復費用否認 | 11,282 | 長期繰延資産（移転支援金） | 13,269 | その他 | 1 | 繰延税金資産小計 | 479,678 | 将来減算一時差異における評価性引当額 | 11,283 | 繰延税金資産計 | 468,395 |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 千円                        |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 固定資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                           |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 未払事業税否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3,284                     |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 未払費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 27,398                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 親会社持分報酬制度負担額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 123,700                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 賞与引当金損金算入限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 39,712                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 貯蔵品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1,498                     |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 減価償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 142,951                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 111,056                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 123                       |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 原状回復費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 63,943                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 513,665                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7,655                     |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 繰延税金資産計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 506,010                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 千円                        |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 固定資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                           |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 未払事業税否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 7,419                     |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 未払費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 74,829                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 親会社持分報酬制度負担額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 76,729                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 賞与引当金損金算入限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 158,627                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 貯蔵品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1,000                     |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 減価償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 25,093                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 111,431                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 原状回復費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 11,282                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 長期繰延資産（移転支援金）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 13,269                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1                         |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 479,678                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 将来減算一時差異における評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 11,283                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 繰延税金資産計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 468,395                   |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| <b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</b><br><table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.9 %</td></tr> <tr> <td>( 調整 )</td><td></td></tr> <tr> <td>  交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>5.3</td></tr> <tr> <td>  評価性引当額取崩し</td><td>7.4</td></tr> <tr> <td>  その他</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>27.9 %</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 法定実効税率                    | 30.9 % | ( 調整 ) |  | 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 | 5.3   | 評価性引当額取崩し | 7.4    | その他          | 0.9     | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.9 % | <b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</b><br><table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>( 調整 )</td><td></td></tr> <tr> <td>  交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>6.1</td></tr> <tr> <td>  評価性引当額取崩し</td><td>1.3</td></tr> <tr> <td>  その他</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>38.7 %</td></tr> </table> | 法定実効税率 | 30.6 %  | ( 調整 )  |                  | 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 | 6.1 | 評価性引当額取崩し | 1.3      | その他    | 0.7      | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.7 % |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 30.9 %                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| ( 調整 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                           |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 5.3                       |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 評価性引当額取崩し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 7.4                       |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.9                       |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 27.9 %                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 30.6 %                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| ( 調整 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                           |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 6.1                       |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 評価性引当額取崩し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.3                       |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.7                       |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 38.7 %                    |        |        |  |                         |       |           |        |              |         |                   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |         |         |                  |                         |     |           |          |        |          |                   |        |       |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |      |  |         |       |        |        |              |        |                |         |     |       |         |        |                  |         |          |        |               |        |     |   |          |         |                    |        |         |         |

## ( 関連当事者情報 )

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|--------|----|----------|-----------|-------------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|----|----------|-----------|-------------------|-----------|-------|----------|----|----------|

|     |                      |                               |                   |       |                  |                              |             |         |      |        |
|-----|----------------------|-------------------------------|-------------------|-------|------------------|------------------------------|-------------|---------|------|--------|
| 親会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州<br>ニューヨーク市 | 4,210,062<br>千米ドル | 投資顧問業 | (被所有)<br>間接100.0 | 当社設定・<br>運用商品の<br>運用を<br>再委託 | その他<br>営業収益 | 411,992 | 未収入金 | 12,162 |
|     |                      |                               |                   |       |                  |                              | 諸経費の<br>支払  | 447,769 |      |        |

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称               | 住所                            | 資本金又は出資金          | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係                    | 取引の内容       | 取引金額（千円） | 科目  | 期末残高（千円） |
|-----|----------------------|-------------------------------|-------------------|-----------|-------------------|------------------------------|-------------|----------|-----|----------|
| 親会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州<br>ニューヨーク市 | 4,115,546<br>千米ドル | 投資顧問業     | (被所有)<br>間接100.0  | 当社設定・<br>運用商品の<br>運用を<br>再委託 | その他<br>営業収益 | 317,804  | 未払金 | 155,459  |
|     |                      |                               |                   |           |                   |                              | 諸経費の<br>支払  | 359,123  |     |          |

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

| 種類  | 会社等の名称                  | 住所                                     | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容      | 取引金額            | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------|-----------|-------------------|-----------|------------|-----------------|----|----------|
| 親会社 | アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク | アメリカ合衆国<br>デラウェア州<br>ニューキャッスル<br>カウンティ | -        | 持株会社      | (被所有)<br>直接100.0  | 資金の提供     | 資本再構築につき増資 | 3,000,000<br>千円 | -  | -        |

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、株主総会の決議に基づき決定をしております。

| 種類  | 会社等の名称                           | 住所                            | 資本金又は出資金        | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額           | 科目        | 期末残高           |
|-----|----------------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|----------|----------------|-----------|----------------|
| 親会社 | アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア | アメリカ合衆国<br>ニューヨーク州<br>ニューヨーク市 | 157,256<br>千米ドル | 持株会社      | (被所有)<br>直接100.0  | 資金の提供     | 長期借入金の借入 | 18,000<br>千米ドル | 関係会社長期借入金 | 18,000<br>千米ドル |

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

3. 弊社の直接親会社であったアライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクの清算に伴い、同社の親会社であったアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが2018年10月1日付で弊社の100%直接親会社となりました。なお変更後もアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが弊社の100%間接親会社であることには変わりはありません。

また、2018年9月20日付に、資本再構築のため資本金1,500,000千円および資本準備金1,500,000千円の増資を行い、長期借入金につきまして、アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアから借入を受け入れております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

\* 弊社の直接親会社であったアライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクの清算に伴い、同社の親会社であったアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが2018年10月1日付で弊社の100%直接親会社となりました。なお変更後もアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが弊社の100%間接親会社であることには変わりはありません。

### （セグメント情報等）

#### 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

#### 〔関連情報〕

第22期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|               | 委託者<br>報酬 | 運用受託<br>報酬 | 販売代行<br>手数料報酬 | その他<br>営業収益 | 合計        |
|---------------|-----------|------------|---------------|-------------|-----------|
| 外部顧問への<br>売上高 | 5,027,687 | 1,396,116  | 37,481        | 417,495     | 6,878,779 |

### 2. 地域ごとの情報

#### (1)売上高

（単位：千円）

| 日本        | 米国      | 合計        |
|-----------|---------|-----------|
| 6,466,787 | 411,992 | 6,878,779 |

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%超に該当する項目はございません。

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|               | 委託者<br>報酬 | 運用受託<br>報酬 | 販売代行<br>手数料報酬 | その他<br>営業収益 | 合計        |
|---------------|-----------|------------|---------------|-------------|-----------|
| 外部顧問への<br>売上高 | 6,043,077 | 970,299    | 29,966        | 315,181     | 6,728,161 |

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

| 日本        | 米国      | 合計        |
|-----------|---------|-----------|
| 7,045,965 | 317,804 | 6,728,161 |

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%超に該当する項目はございません。

（1株当たり情報）

| 項 目        | 第22期<br>(自2017年4月 1日<br>至2018年3月31日)             | 第23期<br>(自2018年 4月 1日<br>至2018年12月31日)           |
|------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額  | 2,459,248 円 67 銭                                 | 111,522 円 39 銭                                   |
| 1株当たり当期純利益 | 230,736 円 71 銭                                   | 38,307 円 79 銭                                    |
|            | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項 目              | 第22期<br>(自2017年4月 1日<br>至2018年3月31日) | 第23期<br>(自2018年 4月 1日<br>至2018年12月31日) |
|------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益（千円）        | 599,915                              | 530,027                                |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | -                                    | -                                      |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 599,915                              | 530,027                                |
| 期中平均株式数（株）       | 2,600                                | 13,836                                 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年9月20日開催の臨時株主総会にて、発行可能株式総数の変更および株券不発行への変更を行うことを決議し、定款変更を行いました。

2018年9月20日に、アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクを割当先とする株主割当増資を行いました。なお、2018年10月1日付同社の清算に伴い、アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが100%親会社となりました。

2019年3月27日開催の定時株主総会にて、会計監査人設置にかかる定款変更を行いました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社&gt;

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

| 名称                        | 資本金の額<br>(2019年3月末現在)  | 事業の内容                         |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 野村證券株式会社                  | 10,000百万円              | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エイチ・エス証券株式会社              | 3,000百万円               |                               |
| ごうぎん証券株式会社                | 3,000百万円               |                               |
| F F G証券株式会社               | 3,000百万円               |                               |
| 楽天証券株式会社                  | 7,495百万円               |                               |
| 池田泉州 T T 証券株式会社           | 1,250百万円               |                               |
| 百五証券株式会社                  | 3,000百万円               |                               |
| 静銀ティーエム証券株式会社             | 3,000百万円               |                               |
| 東海東京証券株式会社                | 6,000百万円               |                               |
| 株式会社 S B I 証券             | 48,323百万円              |                               |
| フィデリティ証券株式会社              | 9,257百万円               |                               |
| 浜銀 T T 証券株式会社             | 3,307百万円               |                               |
| 西日本シティ T T 証券株式会社         | 3,000百万円               |                               |
| 中銀証券株式会社                  | 2,000百万円               |                               |
| マネックス証券株式会社               | 12,200百万円              |                               |
| 水戸証券株式会社                  | 12,272百万円              |                               |
| 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円              |                               |
| 十六 T T 証券株式会社             | 3,000百万円 <sup>*1</sup> |                               |
| S M B C 日興証券株式会社          | 10,000百万円              |                               |
| とうほう証券株式会社                | 3,000百万円               |                               |

|                        |              |                    |
|------------------------|--------------|--------------------|
| 株式会社長崎銀行 <sup>*2</sup> | 6,121百万円     | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社百五銀行               | 20,000百万円    |                    |
| 株式会社宮崎銀行               | 14,697百万円    |                    |
| 株式会社西日本シティ銀行           | 85,745百万円    |                    |
| 株式会社熊本銀行               | 33,847百万円    |                    |
| 株式会社親和銀行               | 36,878百万円    |                    |
| 株式会社福岡銀行               | 82,329百万円    |                    |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行            | 1,711,958百万円 |                    |
| 株式会社十八銀行               | 24,404百万円    |                    |

\*1 2019年6月3日現在。

\*2 株式会社長崎銀行は、募集・販売の取扱いを停止しております。

### (3) 投資顧問会社（Ａコースおよびマザーファンドの投資顧問会社）

| 名 称                          | 資本金の額<br>(2018年12月末現在)                                                                                          | 事業の内容          |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー         | 39億15百万米ドル <sup>*</sup> （約4,346億円）<br>米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝111.00円<br>（2018年12月28日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。 | 投資運用業務を営んでいます。 |
| アライアンス・バーンスタイン・リミテッド         | 19百万英ポンド（約27億円）<br>英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝140.46円<br>（2018年12月28日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。                  |                |
| アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド | 9百万オーストラリアドル（約7億円）<br>オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝78.18円（2018年12月28日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。          |                |
| アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド      | 80百万香港ドル（約11億円）<br>香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝14.18円<br>（2018年12月28日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。                   |                |

\* 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### (2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

### (3) 投資顧問会社の業務

Ａコースおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用指図を除きます。）を行います。

## 3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

**第3【参考情報】**

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

2019年3月14日 有価証券報告書

2019年3月14日 有価証券届出書

# 独立監査人の監査報告書

2019年3月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2018年4月1日から2018年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）の2018年12月18日から2019年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）の2019年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）の2018年12月18日から2019年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）の2019年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。